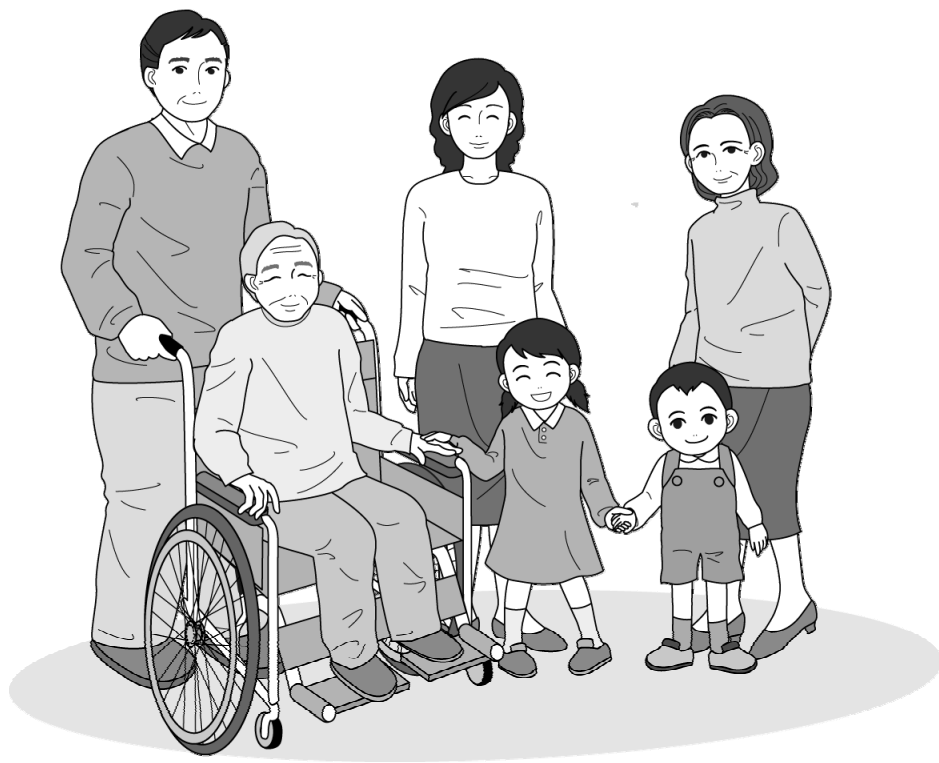


みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む 安心して暮らせる 「わがまち葛飾」の実現

－ 葛飾区地域福祉活動計画 －

平成 19 年度（2007）～ 平成 23 年度（2011）



平成 19 年 3 月

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

地域福祉活動計画の策定にあたって

少子高齢化が急速に進行しております。葛飾区の高齢化率（65歳以上の人口比率）は、昨年2月に20%を超えました。8年後には、24%を超えると予測されております。区民の約4人に1人が高齢者という「超高齢社会」がいよいよ現実のものとなりつつあります。

一方で、介護保険法の改正、障害者自立支援法の施行など、高齢者・障害者を取りまく福祉環境は大きく変化しております。

このような社会の変化の中で、葛飾区社会福祉協議会は、区内各界の代表者の皆様のご参加をいただき、今後、区民の皆さんと連携・協働して進める地域福祉活動の指針となる「地域福祉活動計画」を新たに策定しました。

この活動計画は、平成19年度から23年度までの5年間の計画として、「区民のだれもが、今住んでいる地域で安心して暮らしていける」ように、葛飾区の保健福祉を推進する計画との連携のもと、「みんなで創り・育む、安心して暮らせる『わがまち葛飾』の実現」を基本理念として、地域住民、福祉活動団体、民間福祉事業者等が一体となって進めるものであります。

特に、身近な地域において「共に支えあい・たすけあう福祉活動を推進する」観点から、「小地域福祉活動」を提唱しております。区内19地区において、区民が自ら（主体的に）すすんで（自立的に）活動の中心となり（行動的に）進める、新しいタイプの地域活動となります。

葛飾区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的役割をもつ団体として、この活動計画の確実な実行を図ってまいります。その推進には、区民の皆様のご理解・ご支援が不可欠であります。

区民の皆様、私たちと一緒に「小地域福祉活動」に参加し、地域福祉活動を始めてみませんか。そして、住みやすい「わがまち葛飾」をつくっていきませんか。皆様のボランティア精神あふれるご参加をお願い申し上げます。

平成19年3月

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会
会 長 秋 山 精 一

地域の声なき声を聞く活動を

今日の社会福祉制度をめぐっては、選択化とか契約化というキーワードで言われているように、住民側からの制度の主体的利用ということが強調されています。確かに、主体的、積極的に住民がいろいろな制度を利用することは望ましいことです。

しかし、主体的に制度を利用する人びとは、とりわけ福祉制度との関連では限られていると言わなければなりません。生活課題を抱えた人は孤立する傾向を持っています。問題が深刻になればなるほど孤立の度合いが深まります。孤立すると、問題を抱えていても、その問題が親族にも、友人、地域にもなかなかわかりません。私たちは地域のことが見えているようでなかなか見えていないのです。

地域のことを知る場合、小地域の単位で見ることは有効なことです。本地域福祉活動計画では、小地域活動の展開を新たに打ち出しました。これは画期的なことです。地域に埋もれた声なき声を聞く活動、苦しみながらも声をあげない人びとの現実を受け止める活動の展開に期待したいと思います。

平成19年3月

葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員長

明治学院大学教授 河合 克義

みんなで創^{つく}り・育^{はぐく}む 安心して暮らせる 「わがまち葛飾」の実現
葛飾区地域福祉活動計画

目 次

I	計画策定のねらい及び計画の枠組み.....	1
1	計画策定のねらい ―なぜ計画をつくるのか―	3
(1)	地域福祉活動計画とは.....	3
(2)	なぜ地域福祉活動計画策定は必要なのか.....	4
2	計画の性格 ―どのような位置づけなのか―	6
(1)	区の計画との関係.....	6
(2)	区民・関係機関・行政の役割と協働のあり方.....	7
3	計画の策定方法 ―どのような方法で進めたのか―	9
(1)	社会福祉協議会が事務局となって区民に呼びかけ.....	9
(2)	区民が参画して検討.....	9
(3)	計画を策定するための取り組み.....	9
4	計画期間と評価 ―いつまでの計画で、どう見直すのか―	12
(1)	計画期間.....	12
(2)	評 価.....	12
II	「わがまち葛飾」の地域課題.....	13
1	葛飾はどんなまち？ ―人口動向から葛飾の今を知る―	15
(1)	人口の推移.....	15
2	地域の課題	18
(1)	下町人情あふれるまち ―しかし、地域のつながりは薄れている？―	18
(2)	少子高齢化が進む ―見守りが必要な人が増加する？―.....	19
(3)	地域のつながり ―つながりをつくるきっかけがない？―.....	21
(4)	地域で暮らす多様な人びと ―互いの理解は進んでいるのか？―.....	23

（５）新しい高齢者たち ー団塊の世代の活躍の場が必要？ー.....	24
（６）区民の不安 ー日常生活において何を不安と感じているのか？ー.....	25
（７）適切な情報提供を ー情報は本当に届いているのか？ー.....	26
【参考】社会福祉協議会について.....	28

Ⅲ 課題を解決するための地域福祉活動のあり方 ー基本理念と基本目標ー 31

1 基本理念と基本目標 ー私たちがめざすまちー	33
（１）基本理念.....	33
（２）基本目標.....	34
2 地域福祉活動の展開 ー計画の体系図ー	38
3 重点的に推進する活動 ー小地域福祉活動を展開するー	40
（１）小地域福祉活動の目的は.....	40
（２）活動の単位である「小地域」とは.....	41
（３）どんな活動をするのか.....	41
（４）活動する組織は.....	43
（５）活動を立ち上げ、発展させる手順は.....	44
（６）区民・関係機関・社会福祉協議会・行政の役割は.....	44

Ⅳ 地域福祉活動の個別計画..... 47

1 身近な地域で支えあうしくみを築きましょう	49
（１）小地域福祉活動の推進.....	49
（２）支えあい福祉活動のネットワークづくり.....	50
（３）福祉教育の充実.....	52
（４）福祉人材の育成.....	53
（５）地区行事等の支援.....	54

2	たすけあいの輪を広げましょう	55
(1)	住民参加型福祉サービスの充実.....	55
(2)	ボランティアの参加促進・育成.....	56
(3)	ボランティア活動の支援.....	57
(4)	募金活動の推進.....	58
3	安心して暮らせるしくみを充実させましょう	59
(1)	在宅福祉サービスの充実.....	59
(2)	福祉サービス利用支援の充実.....	60
(3)	生活福祉資金の貸付等.....	61
(4)	健康・生きがいづくり.....	62
(5)	福祉団体等支援.....	62
(6)	災害ボランティア活動の支援.....	63
4	まちのニーズに対応する体制をつくりましょう	65
(1)	財政基盤の強化.....	65
(2)	広報・啓発活動の充実.....	66
(3)	経営改革の推進.....	68
(4)	活動計画推進体制の整備.....	69
V	資 料	71
1	葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員	73
2	葛飾区地域福祉活動計画作業委員会委員	74
3	検討の経過	75

解説が必要な用語については、一番はじめに出ている部分に※をつけ、ページの下に解説を記しています。

I 計画策定のねらい 及び計画の枠組み

1 計画策定のねらい ―なぜ計画をつくるのか―

(1) 地域福祉活動計画とは

- 地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）とは、住民が直面している様々な生活課題・地域課題について、地域に暮らす住民が理解・共有し、住民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動を推進するための民間の活動・行動計画です。
- 地域福祉活動を展開することにより、子どもからお年寄りまで、障害がある人もない人も、地域に暮らすすべての人が、住みなれたまちにおいて、安心して、いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。
- 地域福祉活動計画の策定にあたっては、全国社会福祉協議会から「地域福祉活動計画策定指針」（平成 15 年 11 月）が示されました。社会福祉法[※]の施行により、地域福祉推進の重要性が明確になったこと、社会福祉協議会（⇒28 ページ）が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられたこと等を受けての指針です。
- 同指針を抜粋すると、地域福祉活動計画は、「住民の参画による策定を進める」「自発的・民間性を持った多様な活動を尊重し、活動相互の協働や認知を促進する」「住民の意識や態度の変容の動機づけを図る」計画とする視点等が重要であると記されています。
- この計画は、同指針及び葛飾区における地域課題等を踏まえつつ策定するとともに、今後の地域福祉及び地域福祉活動の推進にあたり、区民・関係機関・社会福祉協議会・区の役割を明確化し、区民等が主体となる地域福祉活動の広がりを方向づける計画として策定します。

※社会福祉法

福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。社会福祉事業法の改正に伴い、社会福祉法と名称変更され、平成 12 年に公布されました。

(2) なぜ地域福祉活動計画策定は必要なのか

①これまでの地域福祉活動

- 平成7年11月に「みんなで進める福祉のまちづくり ―葛飾区社会福祉協議会 地域福祉活動計画―」が策定され、社会福祉協議会等が中心となって地域福祉活動の推進が図られてきました。
- 介護保険制度※や障害者自立支援法※にもみられるように、福祉サービス利用のしくみは、「措置」※から「^{そち}契約」へと移行する中で、利用者が安心してサービスを受けられるような、利用者支援の取り組みが進められてきました。
- 住民参加型福祉サービスによる支えあい活動が広く展開され、ボランティア活動参加者も着実に増加するなど、一定の成果をあげています。

※介護保険制度

介護保険法にもとづき平成12年から始まった社会保険制度。高齢者介護の社会化、利用者の主体的なサービス選択の推進、保健・医療・福祉サービスを総合的に受けられるしくみの創設、多様なサービス提供主体の整備の推進などが図られています。平成18年に介護予防を重視した見直しが行われました。

※障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、それまでの障害者支援費制度に代わり、平成18年4月から施行された障害者福祉施策の基となる法律。障害の種類にかかわらず、共通の制度による福祉サービスの提供、サービス提供主体の市町村への一元化、一般就労への移行を目的としたしくみの創設、原則1割負担の導入、財政についての国の義務的負担の明確化などが盛り込まれています。平成18年10月1日から本格施行されました。

※措置

行政がその職権でサービスの必要性等を判断し、提供するサービスの種類や提供機関を決定するしくみ。

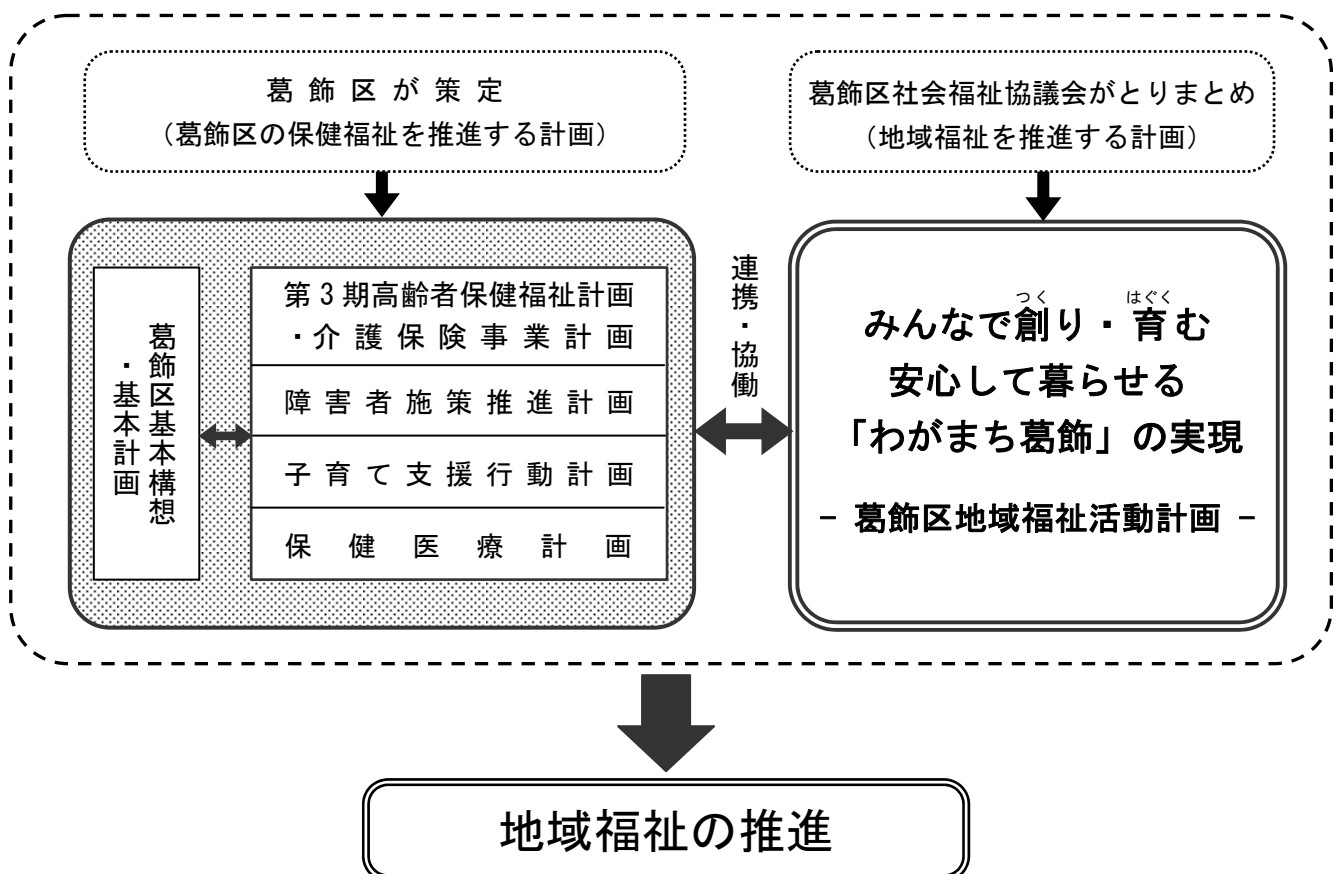
②新たな生活課題・地域課題に対応した活動の推進を

- 私たちの暮らしをとりまく生活環境は変化し続けており、同時に生活課題・地域課題も多様化・複雑化、そして個別化しています。
- ひとり暮らしや夫婦だけで暮らす高齢者の増加、子どもたちの安全を脅かす出来事の高発、障害のある人たちの自立支援、災害に対する不安の増大など、簡単には解決できない問題が山積みとなっています。
- 多様化・複雑化・個別化した課題は、行政だけで解決することが困難な場合があります、時には区民・関係機関・行政が協力しあって、またある時には区民自らの工夫と支えあいでの解決を図っていかざるを得ないことも考えられます。
- 再度、「わがまち葛飾」を見つめ直し、新たに浮かび上がってきた、あるいは今まで互いに共有できていなかった生活課題・地域課題を明確にし、それらの課題をどう解決したらいいのかを明らかにすることを目的に、この計画を策定しました。

2 計画の性格 ーどのような位置づけなのかー

(1) 区の計画との関係

- この計画は、区民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動のあり方、活動内容の明確化、区民・関係機関・行政の協働のあり方などを示すことで、地域福祉を推進しようとする計画です（下図右）。
- 葛飾区には、行政による分野別の保健福祉関連計画があり（下図左）、それらを中心に保健福祉施策の展開、さらには地域福祉の推進が図られています。
- この計画と葛飾区が策定している行政による分野別保健福祉関連計画は、どちらも「地域に暮らすすべての人が、住みなれたまちにおいて、安心して・いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現」をめざし、互いに補完・補強しあう計画であることから、それぞれ連携・協働して地域福祉を推進することとなります。



(2) 区民・関係機関・行政の役割と協働のあり方

- 地域福祉活動計画の策定にあたっては、生活課題・地域課題を明確にすると同時に、区民・関係機関・行政は、それら課題の解決に向けて何をすべきなのか、何ができるのかを明らかにすることが重要です。
- この計画における関係機関とは、自治町会、民生委員児童委員*協議会、地域の福祉施設、サービス提供団体、ボランティアグループ、NPO*、社会福祉協議会など地域にある様々な福祉関係機関を意味しています。
- 区民は、生活上の困りごと（課題）がある時には、自らあるいは家族等とともに解決を図りますが、中には家庭内では解決できない課題もあります。
- 隣近所や近隣の区民は、このような課題について自分たちのできる範囲内でなんとか解決しようと努力をします。また、隣近所は、本人や家族が自ら発信しない、あるいは発信できない、声なき困りごと（潜在的なニーズ）を顕在化させるという役割も持っています。
- 隣近所が解決できる範囲を超える課題については、もう少し広い範囲の地域区民や自治町会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会などの関係機関に相談して解決を図ります。相談を受けた関係機関はそれぞれの力を発揮し、互いに連携・協働して地域における生活課題・地域課題の解決に取り組みます。また、関係機関は、区民ニーズを汲み上げる機能・区民の活動する場を提供する機能も併せ持っています。
- 困りごとの中には関係機関の力だけでは解決することが難しいものや、公的な福祉サービスなどが用意されているものもあります。このよう

※民生委員児童委員

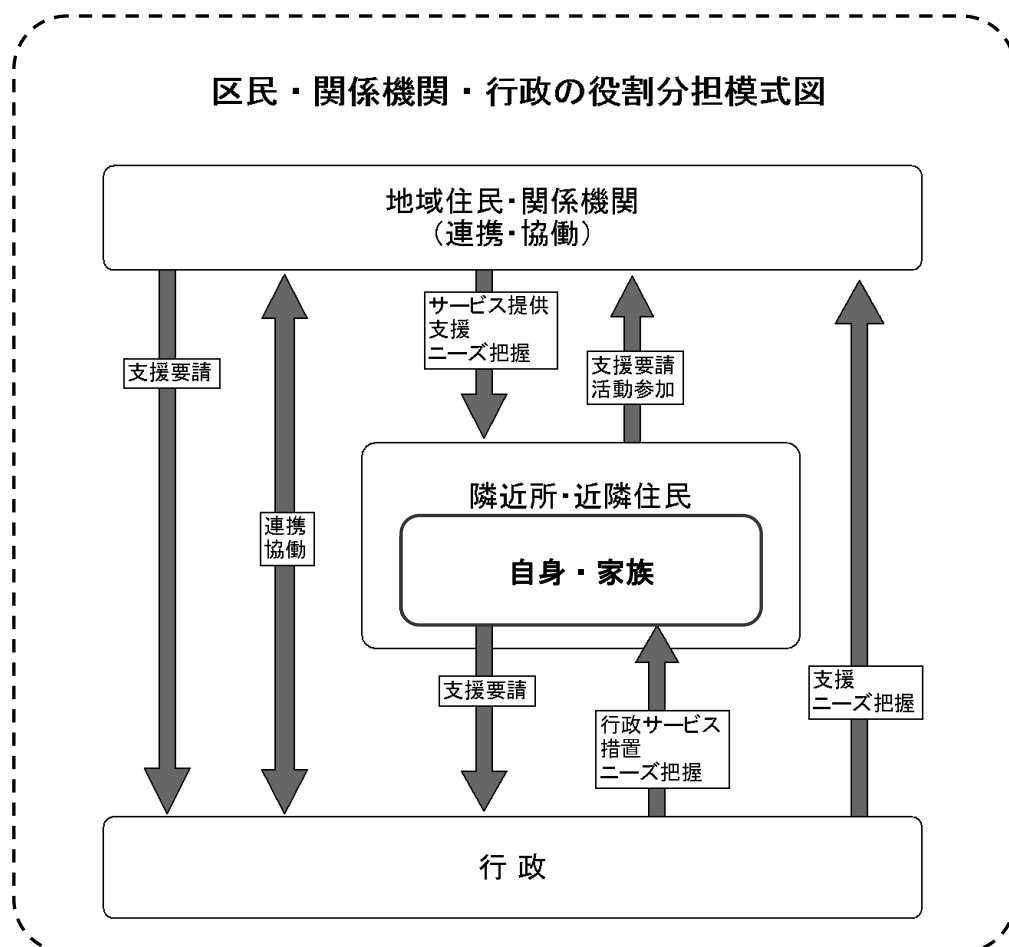
民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、地域の中で福祉全般にわたり無報酬で相談や支援を行っています。区内では、現在 387 人の民生委員児童委員が活動しています。

※NPO

NPOとはNon-Profit Organizationの略で、「民間非営利団体」と訳されます。営利を目的とせず、利益の再分配を行わない組織・団体一般を示します。また、特定の公益的・非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人をNPO法人といいます。

な場合には、行政（区）が介護保険などの公的福祉サービスを提供する、生活保護を適用するなどの措置をとります。また、行政は、関係機関への活動支援を行うという機能・区民ニーズを汲み上げるという機能も併せ持っています。

- 関係機関の一つである社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への区民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」「そのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行う団体と位置づけられています（社会福祉法第 109 条 ⇒28 ページ）。
- 葛飾区社会福祉協議会は、地域福祉の推進という目標を葛飾区民と共有し、区民とともに社会福祉事業を先駆的に立案・実施する役割を担うとともに、地域福祉推進のための様々な活動等を支援する役割などを担っています。



3 計画の策定方法

—どのような方法で進めたのか—

(1) 社会福祉協議会が事務局となって区民に呼びかけ

- 葛飾区社会福祉協議会は、区民と協働して「ともに支えあい・たすけあう」地域福祉社会の実現をめざす社会福祉法人です。葛飾区と連携し、社会的支援が必要な方々への福祉活動や事業を50年以上にわたって推進しています。
- この計画は、区民・関係機関・区関係者の方々が大勢参画し、葛飾区社会福祉協議会が事務局となり、とりまとめを行いました。

(2) 区民が参画して検討

- 公募区民、関係機関・団体の代表、ボランティア代表、区関係者、社会福祉協議会関係者などから構成される「葛飾区地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、この委員会において計画策定に向けた検討を行いました（⇒73 ページ）。
- また、この策定委員会のもとに「葛飾区地域福祉活動計画作業委員会」を設置し、具体的な計画内容等の検討を進めました（⇒74 ページ）。

(3) 計画を策定するための取り組み

- 活動計画の策定にあたり、区民や関係者の要望等の把握、地域の実態や課題の把握等を随時行いました（次ページ①～⑤）。
- 得られたデータは、作成の検討過程や活動計画の中において活用しています。

①区民意識調査による現状及び課題の把握

目的：福祉活動等に関する区民の意識や意向を把握する
対象者：20 歳以上の葛飾区民
対象者数：2,000 人
抽出元及び抽出日：平成 18 年 2 月 1 日現在の住民基本台帳をもとに抽出
抽出方法：無作為抽出
調査方法：本人宛に郵送配布、郵送回収
調査期間：平成 18 年 3 月 30 日～4 月 25 日
回収数及び回収率：対象者数 2,000 人
：有効回収数 759 人
：有効回収率 38.0%
報告書：「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査報告書」（平成 18 年 7 月）

②統計データからみた葛飾区における地域の現状と課題の把握

目的：統計資料を活用して地域課題及び特性を把握する
活用統計書：葛飾区統計書（平成 12 年度～17 年度）
葛飾区ひとり暮らし高齢者実態調査（平成 17 年度）
葛飾区世論調査（平成 16 年 7 月～8 月実施）
葛飾区の現況（平成 12 年度～17 年度）
葛飾区住民基本台帳（平成 12 年度～17 年度）
平成 12 年度国勢調査
東京都事業所・企業統計調査報告（平成 16 年度）
東京都総務局統計部「人口の動き」（平成 17 年度）
東京都精神保健福祉の動向（平成 17 年度）

③地区福祉協力委員の意見収集の実施

目的：地域福祉活動及び活動計画に対する地区福祉協力委員の意見を把握する
対象者：地区福祉協力委員全員
調査期間：平成 18 年 7 月～8 月

④ホームページによる情報提供及び意見公募の実施

目 的：地域福祉活動計画策定に関するホームページを作成・公開し、広く周知を図るとともに、意見収集を行う

公開開始：平成 18 年 10 月

公開内容：「地域福祉活動計画とは」「計画策定の方法とスケジュール」「策定委員会等の議事要旨」「計画策定のための各種調査の実施」「意見募集」など

⑤区民からの意見公募の実施

目 的：葛飾区地域福祉活動計画素案に対する区民の意見を広く収集する

実施時期：平成 19 年 2 月

閲覧場所：社会福祉協議会、区役所区政情報コーナー、区民事務所、地区センター、社協ホームページ

提出方法：電子メール、ファクス、郵送、持参

4 計画期間と評価

ーいつまでの計画で、どう見直すのかー

(1) 計画期間

- 本計画の計画期間は、平成 19～平成 23 年度の 5 年間です。
- 最終目標年度である平成 23 年度を見据えて、活動等の推進に取り組みます。

(2) 評 価

- 目標達成に向けた取り組みを推進するため、必要に応じて、達成の度合いを確認・評価していきます。
- 平成 22 年度（計画 4 年次）からは、この計画における最終目標を再確認・再評価し、次期計画とりまとめのための目標及び活動内容等の見直し作業を開始します。
- 計画の評価及び見直しを行うための基礎データの収集、地域課題等の積極的な把握のための各種調査を随時実施します。



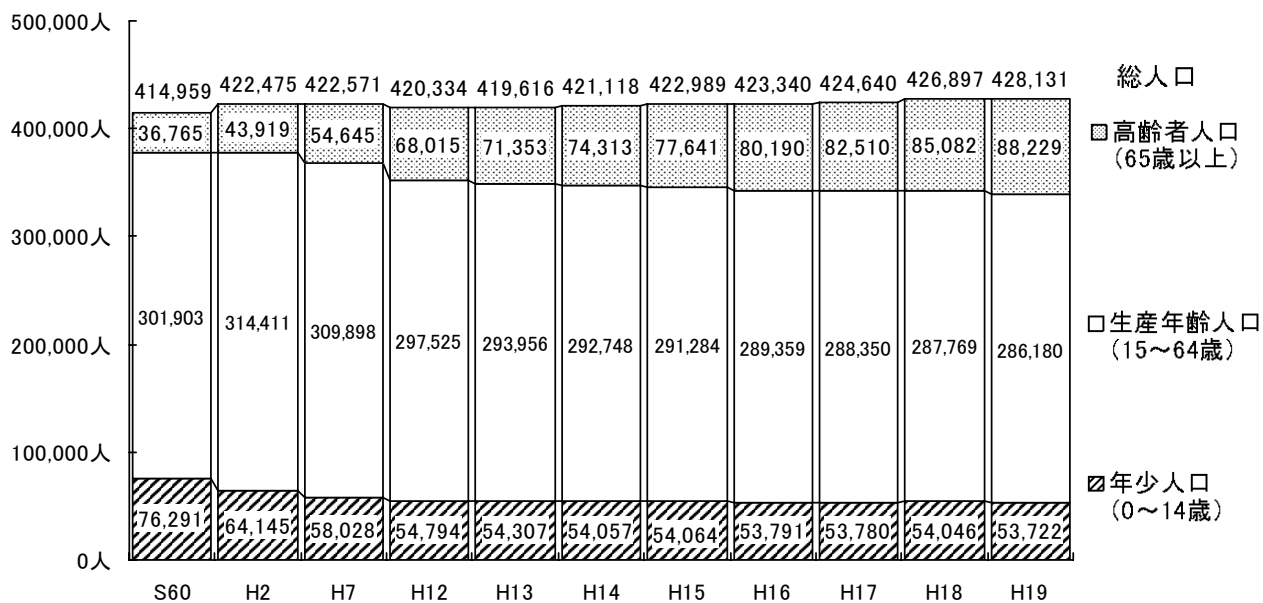
Ⅱ 「わがまち葛飾」の地域課題

1 葛飾はどんなまち？

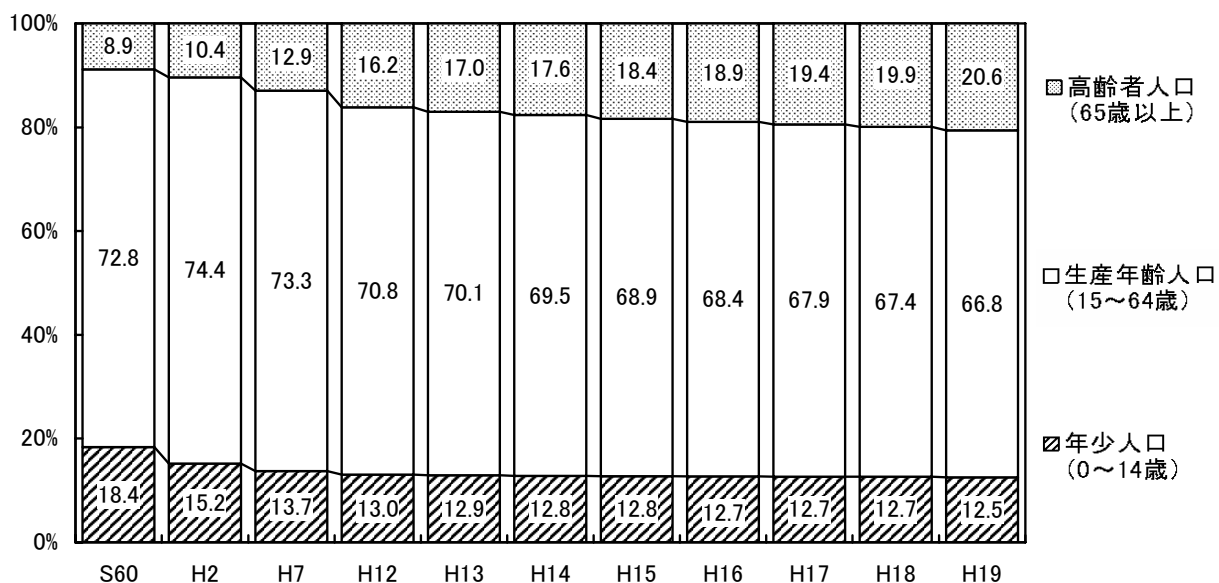
ー人口動向から葛飾の今を知るー

(1) 人口の推移

[総人口の推移]



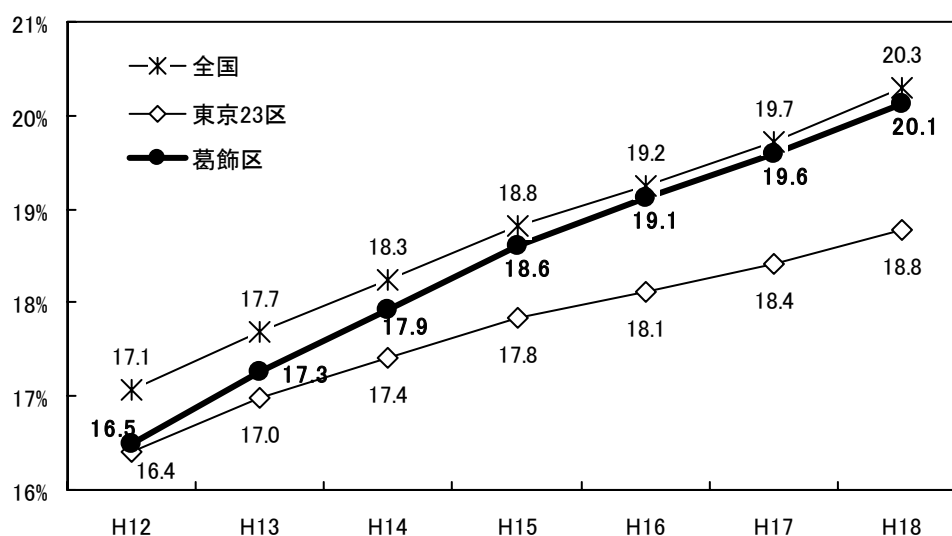
[年齢別人口比率の推移]



※各年1月1日現在の住民基本台帳

- 葛飾区の人口は 42 万人前後で推移しており、大きな増減はみられません。ただし、ここ数年については、人口はやや微増の傾向に転じています。
- 年齢別に人口を見ると、平成 19 年の 65 歳以上人口は 88, 229 人であり、高齢者人口は確実に増加していることがわかります。
- 一方で、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は減少し、14 歳以下の年少人口は 53, 000～54, 000 人台で推移しています。
- 総人口に占める 65 歳以上人口の割合を示す高齢人口比率（人口高齢化率）は増加、生産年齢人口比率及び年少人口比率は減少の傾向にあることがわかります。

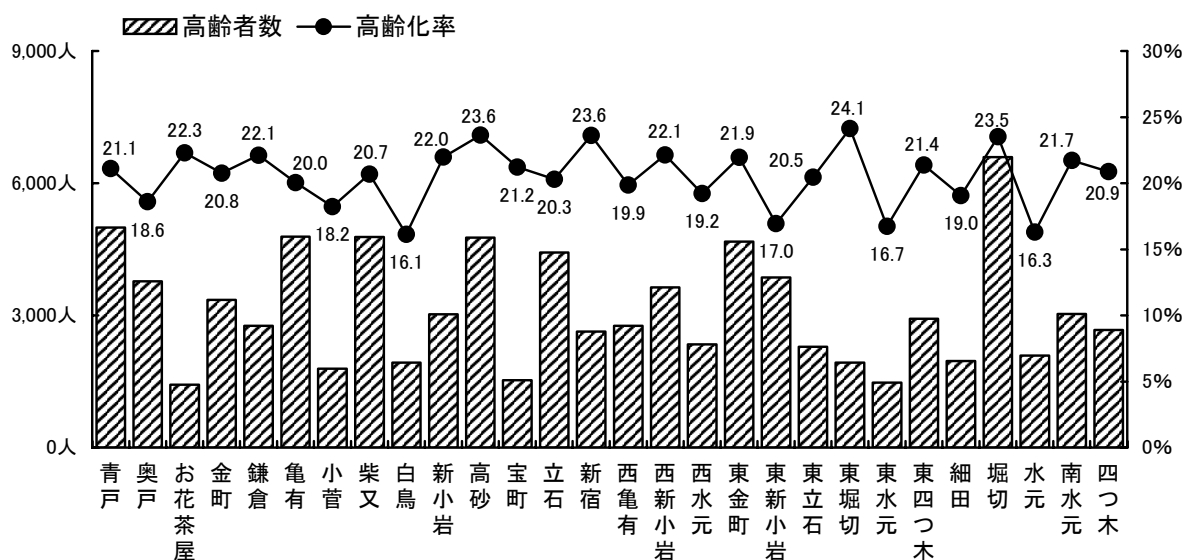
〔 全国・23 区・葛飾区の人口高齢化率の推移 〕



※各年 3 月 31 日現在の住民基本台帳の比較

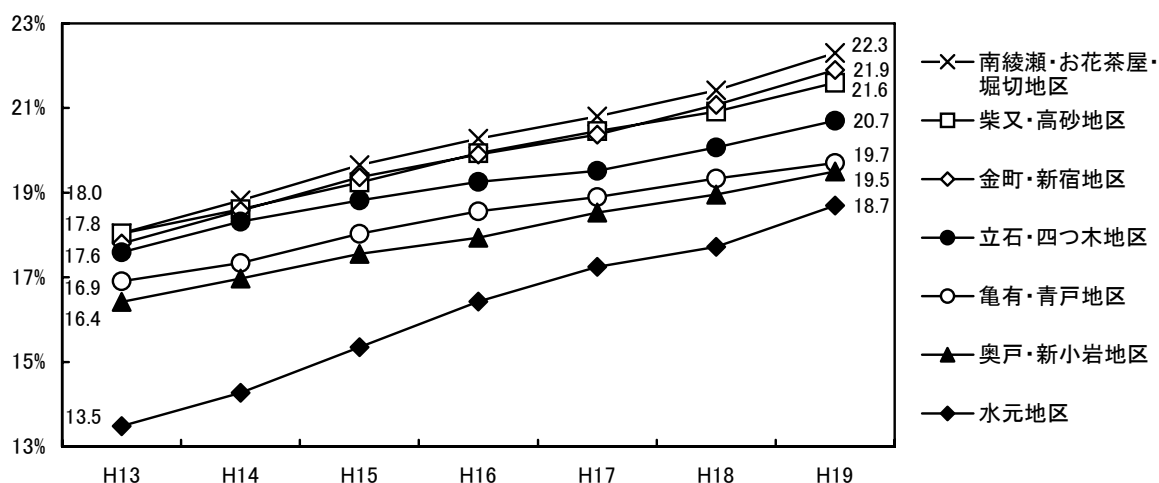
- 人口高齢化率について、全国・東京 23 区・葛飾区を比較すると、葛飾区は東京 23 区平均に比べて高齢化が進んでおり、また、その差は徐々に広がりつつあることがわかりました。

〔 町名別高齢者人口及び人口高齢化率 〕



※平成 19 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳

〔 地域包括支援センター※管轄区域別人口高齢化率の推移 〕



※各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳

※住民基本台帳を 7 つの地域包括支援センターの管轄区域別に集計した結果

○ 人口高齢化率が最も高い東堀切地区と最も低い白鳥地区の間には 8.0 ポイントの差があり、地域により年齢構成には違いがあることがわかります。また、高齢化率の速度や程度に差はあるものの、いずれの地域も高齢化が着実に進んでいることがわかります。

※地域包括支援センター

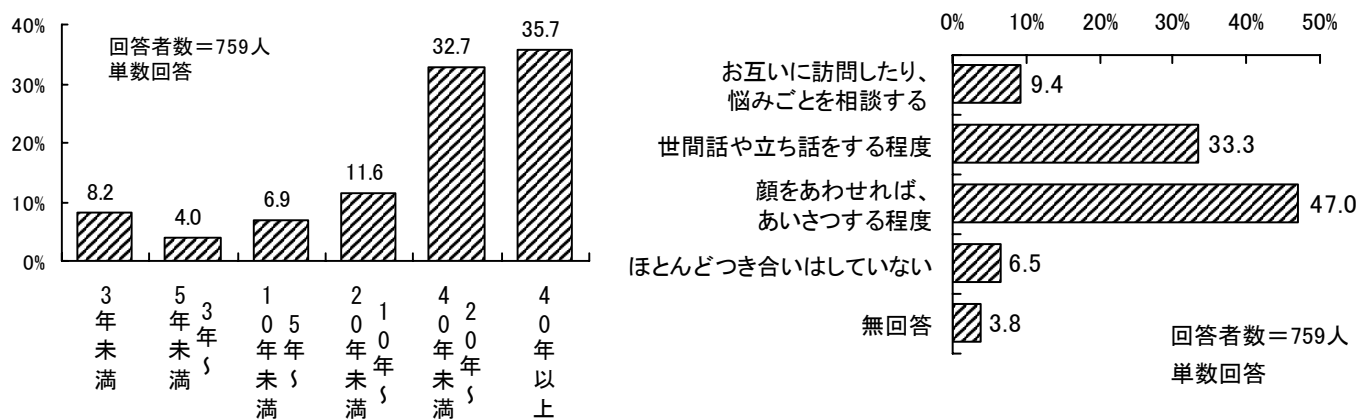
介護保険法にもとづき平成 18 年度から創設された機関。高齢者の要介護状態の予防・心身の健康維持・保健福祉医療の向上・虐待防止などの様々な課題に対し、包括的に支援することを主な業務としています。葛飾区には生活圏域ごとに 7 つのセンターが設置されています。

2 地域の課題

(1) 下町人情あふれるまち ―しかし、地域のつながりは薄れている?―

- 葛飾区では、近年、ゆるやかな減少傾向にあった人口が下げ止まり、微増傾向に転じるなどの動きが見られ、古くから葛飾区に暮らす区民が多い一方、転入による新しい区民が増えている実態があります。
- 葛飾区のイメージの一つに、「下町情緒、下町人情、近所づきあいができる」（平成 16 年「葛飾区世論調査」）があり、これは葛飾区の大きな特徴であるといえます。
- しかし、平成 18 年に実施した「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」（以下、「区民意識調査」という。）の結果を見ると、「お互いに訪問したり、悩みごとを相談する」近所づきあいをしている割合は 9.4%であることがわかりました。区民の間からは、「近隣の親しみやすさが少なくなってきた」「声をかけたり、あいさつをすることが少なくなった」「近隣にどのような人たちが住んでいるのかわからない」という声もあげられました。
- 下町人情のあるまちというイメージがある一方、新しい区民の増加、区民の暮らし方・考え方など様々な要因が影響して、昔ながらの地域のつながりは弱まりつつあるのではないのでしょうか。

[問：葛飾区での通算居住年数は] [問：隣近所とどの程度おつき合いをしていますか]



※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年

※無回答の掲載を省略するなど、報告書のデータを加工して掲載している

(2) 少子高齢化が進む 一見守りが必要な人が増加する？

- 少子高齢化※のさらなる進展が予測されることは、葛飾区も例外ではありません。平成 19 年 1 月 1 日現在の高齢化率は 20.6%、14 歳以下の年少人口比率は 12.5%です（住民基本台帳）。高齢者人口は今後も増加を続け、平成 26 年度には約 10 万 4 千人、高齢化率は 24.2%になると予想されています。
- 同時に、今後は 75 歳以上の後期高齢者が増加し、平成 26 年度には高齢者人口の 5 割近くに達するという大きな特徴がみられます。
- 介護保険の要支援・要介護認定率※は、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者が 4.6%であるものの、後期高齢者では 26.2%と前期高齢者を 21.6 ポイント上回り、約 5.7 倍にはね上がります。後期高齢者になると、支援や介護を必要とする人の割合が高まるという特徴があります。
- 少子高齢化の進展により、地域の活力の低下をはじめ、支援や介護が必要な人の増加、支援や介護は必要ではないものの、日常の見守りなどが必要な人の増加が予想されます。

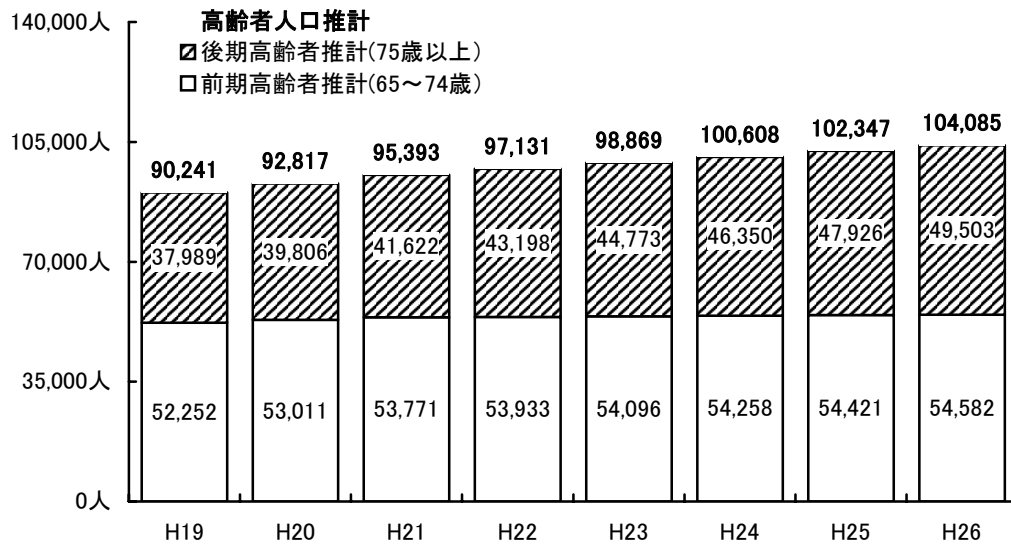
※少子高齢化

子ども人口が減り、高齢者人口が増える状況を意味します。労働人口の減少、年金をはじめとする社会保障制度維持の問題、経済成長の鈍化、国家財政の赤字など、国・経済・地域社会・個人等それぞれのレベルにおいて、様々な問題の発生が懸念されています。

※要支援・要介護認定率

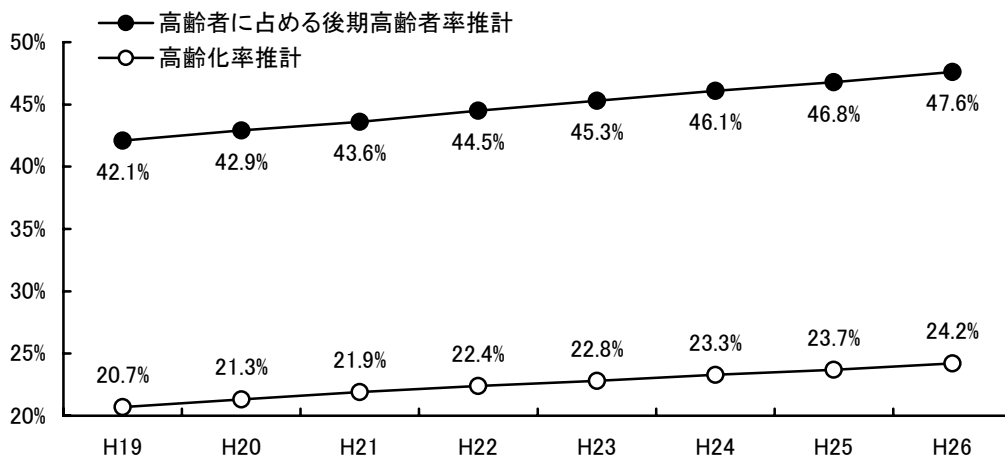
介護保険制度において使われている言葉です。被保険者に占める要支援・要介護認定を受けた人の割合を示しています。率が高いほど、その区域での支援や介護が必要な人が多いことを意味します。

[高齢者人口の推計]



※「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」平成18年

[高齢化率等の推計]



※「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」平成18年

[介護保険の要支援・要介護認定率]

	前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)	高齢者全体
A:被保険者数	51,547人	35,233人	86,780人
B:要介護認定者	2,379人	9,246人	11,625人
C:要支援・要介護認定率	4.6%	26.2%	13.4%

※65歳以上の第1号被保険者のみの集計

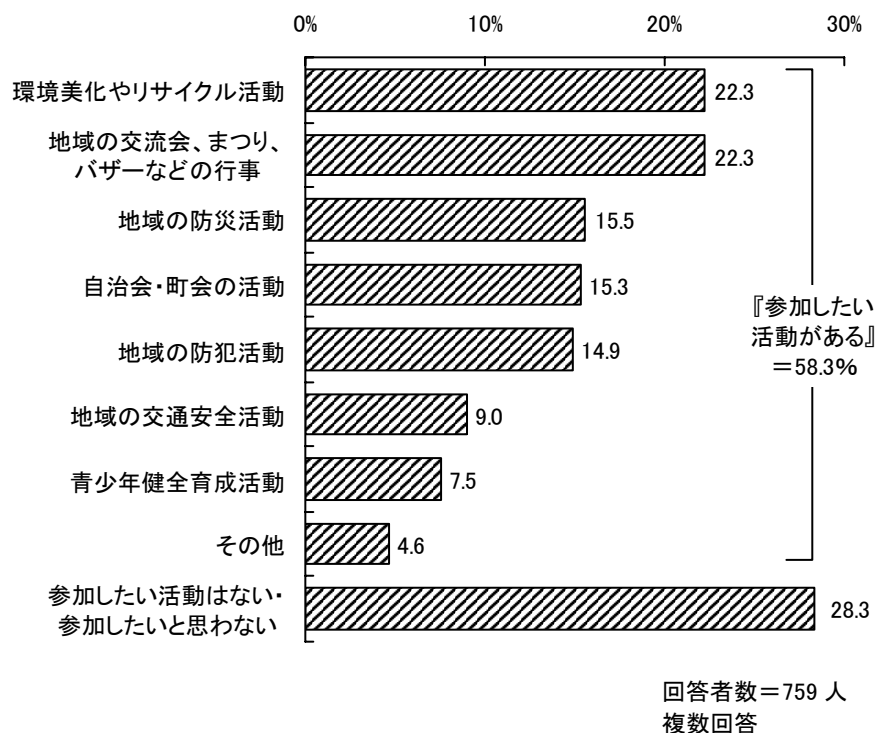
※C：要支援・要介護認定率＝ $B \div A \times 100$

※平成18年3月31日現在、「葛飾区統計書」

(3) 地域のつながり ーつながりをつくるきっかけがない？ー

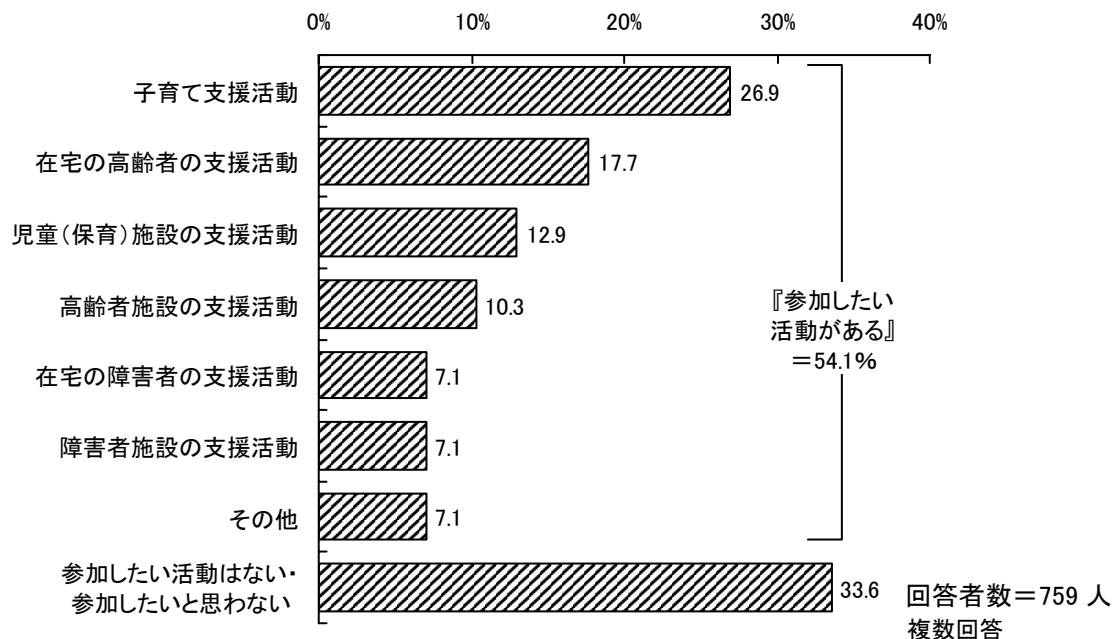
- 「区民意識調査」では、「近所とのコミュニケーションが必要」「様々な年齢の人びとが、たすけあって生活するまちにしたい」「もっと地域の住人が密接に係わりあうようなまちにしたい」「近隣との間に信頼関係を築くことができるまちにしたい」などの意見が出されました。
- 安心して暮らせるまちをつくるためには、隣近所や地域のつながりを築く必要があるという認識を区民が持っている結果となっています。
- こうしたつながりを築く活動として、住みよいまちづくりの活動や地域のたすけあい福祉活動が展開されてきました。住みよいまちづくりの活動については 58.3%が、地域のたすけあい福祉活動には 54.1%が興味を抱き、きっかけや後押しがあれば活動に参加する意向を持っていることがわかりました。
- しかし、「どのような活動があるのかを知らない」「どうやってはじめたらいいかがわからない」など、参加のきっかけがないために、活動参加に結びついていない実態があることもわかりました。

[問：住みよいまちづくりの活動に参加したいと思いますか]

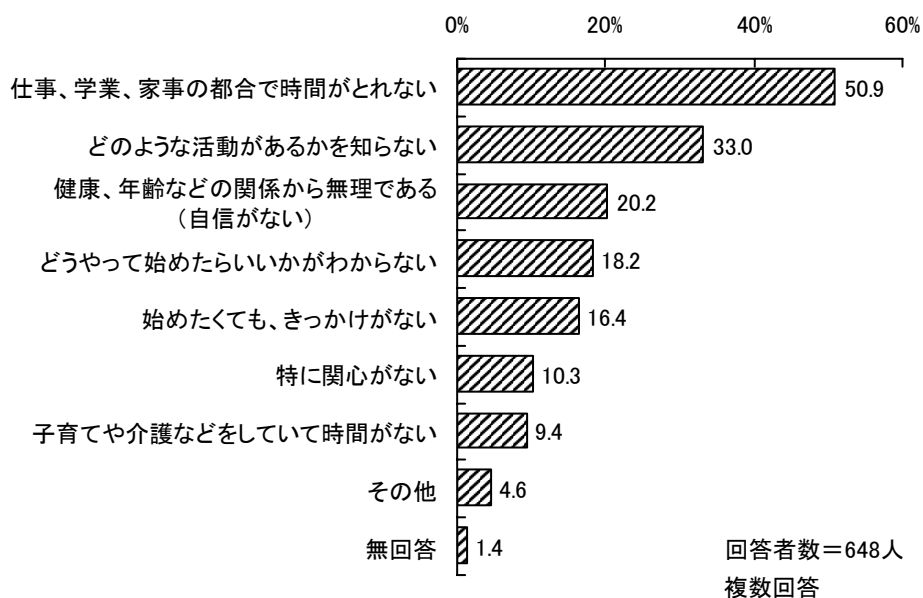


※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年
※無回答の掲載を省略するなど、報告書のデータを加工して掲載している

[問：地域のたすけあい福祉活動に参加したいと思いますか]



[問：地域のたすけあい福祉活動に参加したことはない主な理由は何ですか]

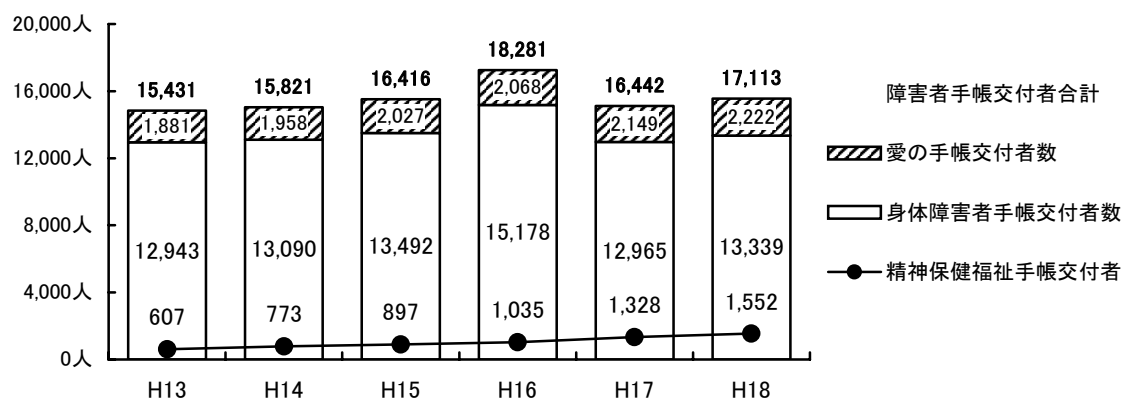


※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年
※無回答の掲載を省略するなど、報告書のデータを加工して掲載している

(4) 地域で暮らす多様な人びと ー互いの理解は進んでいるのか？ー

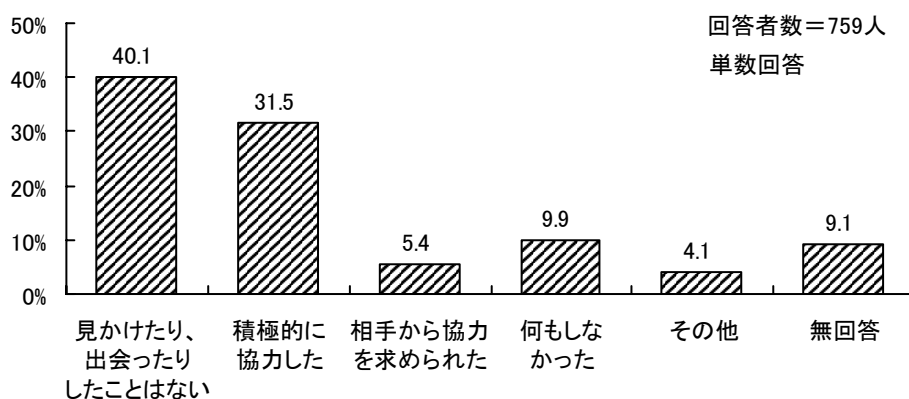
- 地域には、子どもからお年寄りまで、また障害がある人・ない人、介護が必要な人・必要ではない人など、様々な人が暮らしています。障害がある人・介護が必要な人は年々増加を続けています。
- 地域に暮らすだれもが、支えあいながら安心して暮らせるまちをつくるためには、互いの理解が必要です。
- しかし、「区民意識調査」の結果を見る限り、「過去1年間に、外出の際、障害のある方が困っている時、協力したことがありますか」という問いに対し、協力したことがある人は36.9%であり、半数を下回りました。反対に、半数にあたる50.0%は、「見かけたり、出会ったりしたことはない」「何もしなかった」と回答するなど、互いの理解が十分に進んでいるとはいえない状況にあることがわかりました。

[障害者手帳所持者数の推移]



※各年4月1日現在「葛飾区統計書」

[問：障害のある方が困っている時、協力したことがありますか]

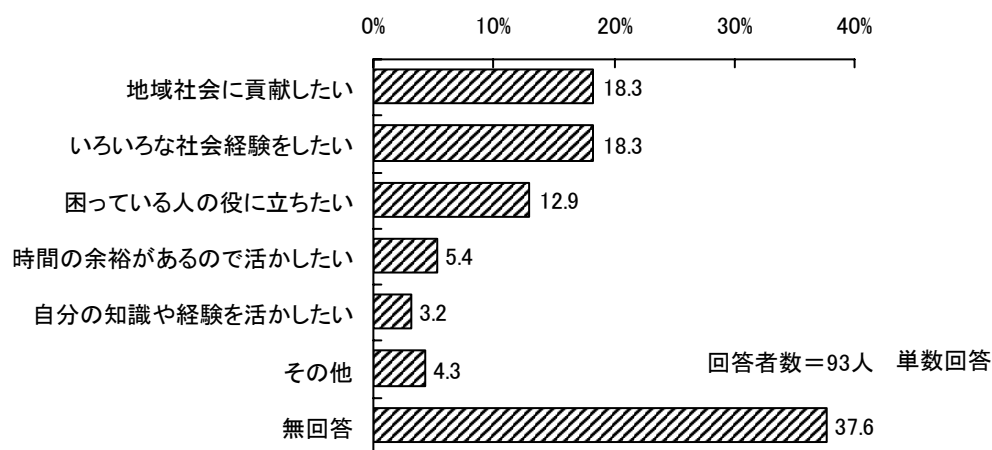


※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成18年

（５）新しい高齢者たち 一団塊の世代の活躍の場が必要？－

- 葛飾区においても、いわゆる団塊の世代※（昭和 22～24 年生まれ）が毎年 6,000～7,000 人程度退職の年齢を迎えます。
- 「区民意識調査」では、地域のたすけあい福祉活動の参加動機として、「地域社会に貢献したい」と「いろいろな社会経験をしたい」という意見が同じ 18.3% で最も高い割合となりました。ボランティア活動や地域福祉活動に対しては、何かに貢献したいという気持ちがある一方で、個々の内的な充実を求める傾向が強まっていることがわかりました。
- 地域福祉活動の担い手を発掘し、育成し、活動を支援していくこと、とりわけ、これから始まる団塊の世代層の価値観を踏まえつつ、彼らが持つ知識・技術を活かせる場を積極的に創造していくことは、地域における重要な課題といえます。

[問：地域のたすけあい福祉活動参加の主な動機は、何ですか]



※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年

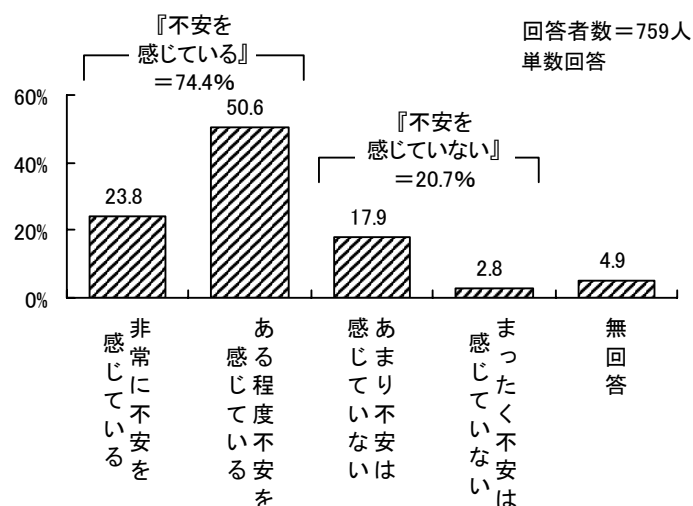
※団塊の世代

昭和 22 年以降の数年間のベビーブームに生まれた世代を意味します。人数が多いことが大きな特徴であり、戦後の経済成長を担った世代です。

（６）区民の不安 一日常生活において何を不安と感じているのか？－

- 「区民意識調査」では、保健福祉サービスが充実されつつある現在でも、74.4%が老後に不安を感じていると回答しています。また、福祉協力委員の調査からは、高齢者の孤独死が絶えないことへの不安などもあげられています。
- そのほかにも、「犯罪などがおこりにくい治安のよいまちを」「災害に強いまちになってほしい」「気軽に相談できる場所が地域にあるとよい」「バリアフリー※の行き届いたまちを」「ひとり暮らし、高齢者、子育てをしている人に対する支援の充実を望む」「子育て支援に力を入れてほしい」などの不安や課題があげられました。
- 区民の中には、高齢者人口の増加、ひとり暮らし・高齢夫婦世帯などの増加に伴う介護や見守りに対する不安、また、子育てに対する不安が大きいことがわかりました。
- さらに、どの世代からも共通にあげられる課題に、治安・災害に対する不安があることが明らかになりました。

〔 問：老後の生活について、どう思いますか 〕



※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年

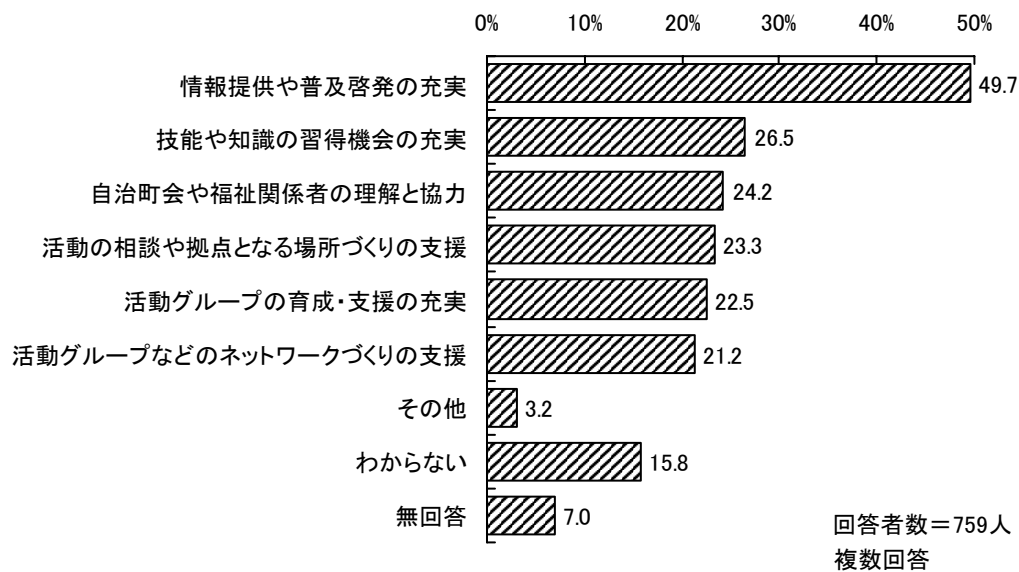
※バリアフリー

障害者や高齢者などが社会で生活していくうえで、障壁（バリア）となるものの除去（あるいは、除去された状態）を意味します。当初は、建築物の段差解消などのハード面で使われていましたが、現在では障害者や高齢者などに対する差別・偏見などの除去も含んで使われています。また、障害者や高齢者などに限定せず、使用されることもあります。

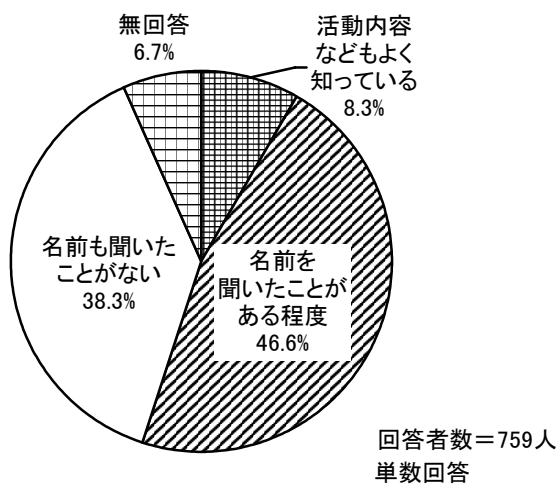
(7) 適切な情報提供を ―情報は本当に届いているのか?―

- 情報がない・不足しているという課題は、古くて新しい課題といえます。
- 介護保険制度(平成12年度～)、障害者支援費制度(平成15～17年度)、障害者自立支援法による新しいサービス(平成18年度～)などが始まり、サービス提供のしくみの変化とともに、制度は複雑になっています。「区民意識調査」においても、「サービスについて、わかりやすく情報を提供してほしい」などの声が出されました。
- また、同調査では、地域のたすけあい福祉活動の充実のために必要なことの第1位に、「情報提供や普及啓発の充実」があげられています。区民同士のたすけあい等を進めるために、情報を正しく・適切に伝えることの重要性がわかります。
- さらに、社会福祉協議会(⇒28ページ)に関する認知については、「社協を知っている・名前を聞いたことがある」と回答した区民は過半数の54.9%であったものの、38.3%は名前も聞いたことがないことがわかり、認知度や活動への理解は必ずしも十分ではないことがわかりました。
- 正しく・適切に情報を伝えるしくみをつくること、自分の力で情報を得ることが難しい人に情報を伝えるしくみをつくることは、見過ごしてはならない課題となっています。

[問：地域のたすけあい福祉活動を充実させていくには、何が必要と思いますか]



[問：葛飾区社会福祉協議会を知っていますか]



※「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成 18 年

【参考】社会福祉協議会について

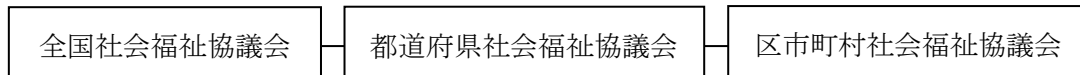
（１）社会福祉協議会のあらまし

[全国社会福祉協議会ホームページからの抜粋]

- ・ 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）にもとづき、設置されています。
- ・ 社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村、地域に暮らす皆様のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

（２）社会福祉協議会の構成

- ・ 社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会に 3 分類されます。



- ・ 最も身近な地域で活動しているのが区市町村社会福祉協議会（区市町村社協）です。

（３）区市町村社会福祉協議会の法的位置づけ

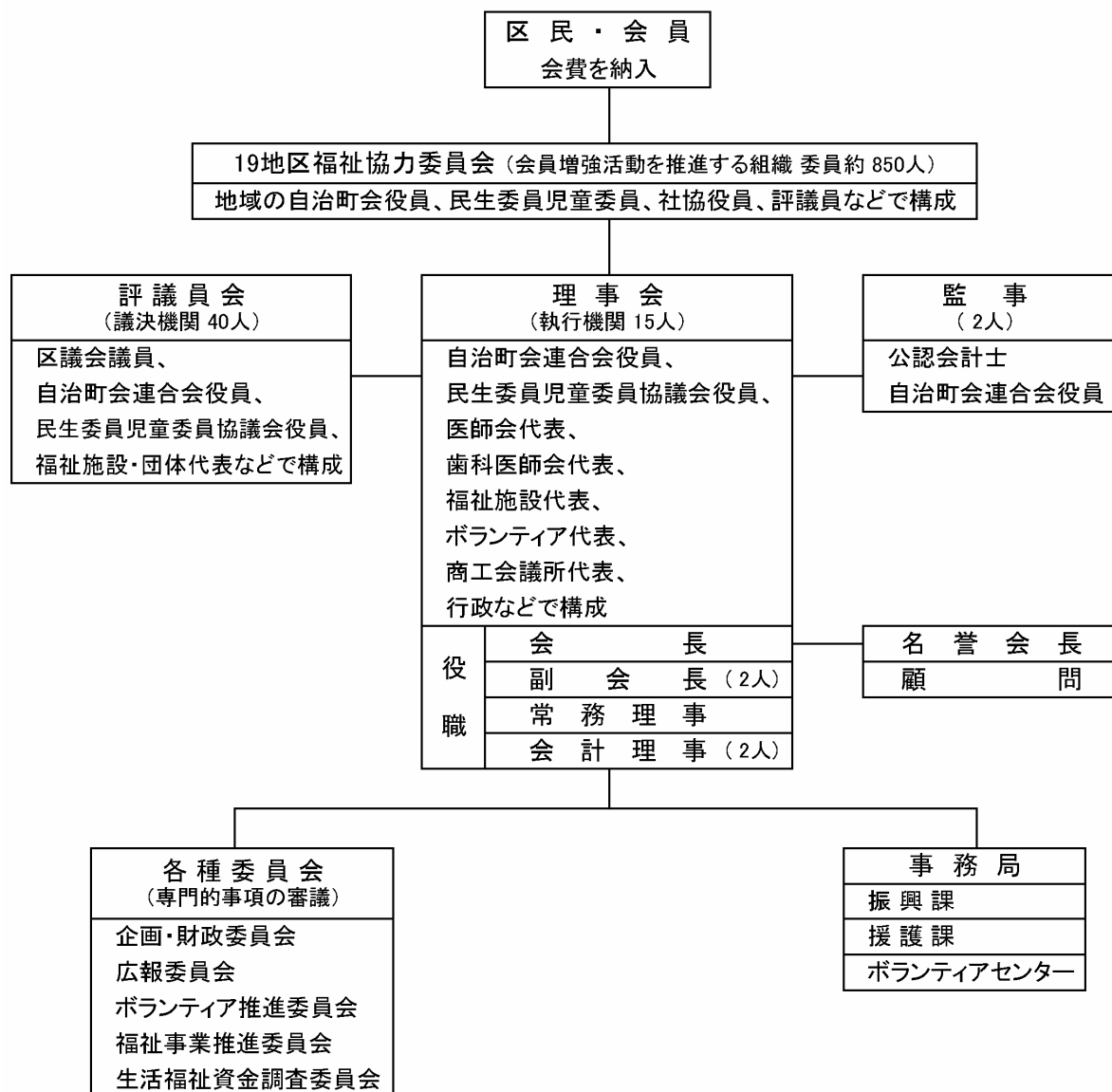
[社会福祉法第 109 条の要約]

- ・ 社会福祉協議会は、地域において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体
 - 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 2 社会福祉に関する活動への区民の参加のための援助
 - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(4) 葛飾区社会福祉協議会の組織

- ・ 葛飾区社会福祉協議会は、区民の皆さんと協働して「ともに支えあい、たすけあう」地域福祉の実現をめざして活動している社会福祉法人です。葛飾区と連携し、社会的支援が必要な方々への福祉活動や事業を50年以上にわたって進めています。
- ・ 社会福祉協議会の運営については、自治町会役員、民生委員児童委員、ボランティア代表など区民の皆さんにボランティアとして、ご参画いただいています。

葛飾区社会福祉協議会組織図



Ⅲ 課題を解決するための
地域福祉活動のあり方
ー基本理念と基本目標ー

1 基本理念と基本目標 ー私たちがめざすまちー

(1) 基本理念

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む
安心して暮らせる「わがまち葛飾」

- この計画の基本理念として、
みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」
を掲げます。
- 葛飾区に暮らすすべての区民が、住み慣れたまちで、自分らしく、
安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。
- 区民・関係機関・社会福祉協議会・葛飾区がこの基本理念のもと
に連携・協働して、地域福祉活動を推進していきます。
- 区民一人ひとりの主体的な参加と行動により、「わがまち葛飾」を
創り・育みます。

(2) 基本目標

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む **地域のきずな**

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む **理解しあうところ**

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む **思いやりと安心の輪**

- 前章で分析したとおり、私たちの住む葛飾区には様々な地域課題が存在します。だれもが暮らしやすい葛飾区にしていくためには、これらの課題を解決していかななくてはなりません。
- これらの地域課題を解決するために、3つの基本目標を立てました。この3つの目標を達成していくことによって、基本理念に近づいていくことをめざします。
- この計画をお読みのあなたも、私たちと一緒に地域福祉活動を始めてみませんか。

〔 基本目標 1 〕

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}む 地 域 の き ず な

- 身近な地域において、支えあう人と人とのつながりが必要と考えている人が多数いるにもかかわらず、つながりは様々な要因により希薄になりつつあります。
- 一方で、区内には、地域の困っている方のために何かをしたいと考えている人が大勢いることもわかっています。
- 人と人とのつながりを広げ・深め、みんなで地域のきずなを育むことを目標に、地域福祉活動を推進していきます。

〔 具体的活動の方向性 〕

身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

- 身近な地域において、区民が主体的に地域の要援護者の困りごとを解決するための新たな地域福祉活動を立ち上げ、この活動を通して地域のきずなを育んでいきましょう。
- 人と人、地域と地域のつながりを広げ、支えあう福祉のネットワークをつくりましょう。
- 地域での福祉活動やボランティア活動の体験を通して、次世代を担う子どもたちの福祉の精神を育んでいきましょう。

〔 基本目標 2 〕

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}む 理解しあうところ

- 少子高齢化はますます進み、葛飾区にも 4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会が訪れることは確実です。
- 支援や介護が必要な人たちをはじめ、地域には様々な人が暮らししており、お互いの理解を深めることが必要です。
- 団塊の世代の退職が始まるなど、地域で活動する人の中には、新しい力や価値観を持った人たちが増えてきます。
- 福祉等について学びあい、福祉活動を推進することにより、一人ひとりが相手を思いやり、互いに理解する心を育み、地域に暮らすだれもが排除されない地域の実現をめざします。

〔 具体的活動の方向性 〕

身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

たすけあいの輪を広げましょう

- 福祉教育、ボランティア活動、募金活動などを通じてお互いに理解しあう心を育んでいきましょう。
- 区民が区民の手助けをする住民参加型福祉活動を、さらに広げましょう。
- 老若男女を問わず、だれでも地域福祉活動やボランティア活動に安心して参加することができるように、環境を整えましょう。

[基本目標 3]

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}む 思いやりと安心の輪

- 見守りを必要とする人の増加、老後や子育て、犯罪や災害への不安の増大など、私たちの暮らしをとりまく不安や悩みは、行政のサービスだけでは解決しきれません。
- 安心して暮らしていくために必要な情報は、迅速・適切に伝わりにくいものです。とりわけ自分の力で情報を得ることが難しい人たちに情報を伝えるしくみをつくることは、重要な課題となっています。
- 身近な地域において、一人ひとりの課題に対応した地域福祉活動を迅速・適切に進め、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

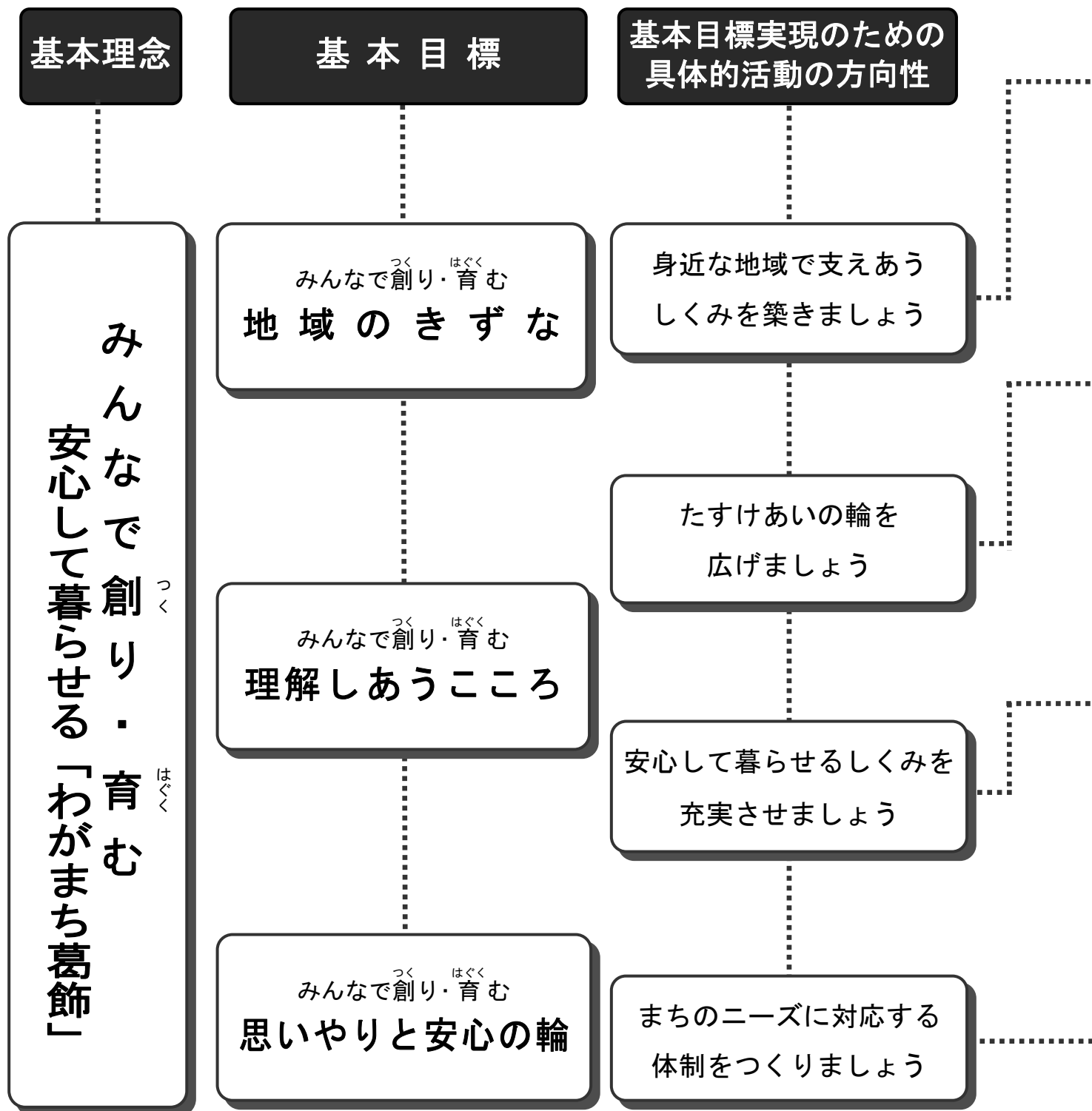
[具体的活動の方向性]

安心して暮らせるしくみを充実させましょう

まちのニーズに対応する体制をつくりましょう

- 生活の中での困りごとについて相談できる身近な窓口を充実させ、判断力が十分ではなくなっても福祉サービスを利用して、地域で安心して暮らし続けられるよう支援するしくみをつくりましょう。
- 災害発生時に対応したボランティア活動の体制を整えましょう。
- 自分では、福祉についての情報を得にくい人たちへ、必要な情報が届くようなしくみをつくりましょう。

2 地域福祉活動の展開 ―計画の体系図―



活 動 の 柱	主 な 活 動	
小地域福祉活動の推進	①実施体制の整備	②小地域福祉活動支援
支えあい福祉活動のネットワークづくり	①小地域福祉活動内のネットワークづくり ③協力会員連絡会議の設置	②地域活動コーディネーターの発掘・育成 ④ネットワーク推進会議の設置
福 祉 教 育 の 充 実	①夏休みボランティア体験 ③ボランティア出前講座 ⑤福祉教育ハンドブックの発行	②ボランティアサマースクール ④ボランティア協力校支援
福 祉 人 材 の 育 成	①手話講習会 ③福祉指導者研修会	②訪問介護員レベルアップ研修 ④地域活動コーディネーター養成研修
地 区 行 事 等 の 支 援	①地区敬老行事支援	②青少年育成地区委員会支援
住 民 参 加 型 福 祉 サ ー ビ ス の 充 実	①しあわせサービス ③ハンディキャブ運行 ⑤高齢者食事サービス活動支援	②ファミリー・サポート・センター ④生活支援ボランティア
ボ ラ ン テ ィ ア の 参 加 促 進 ・ 育 成	①ボランティアまつり ③ボランティア養成研修	②ボランティア講座 ④団塊の世代向けボランティア入門講座
ボランティア活動の支援	①ボランティア相談・紹介・登録 ③ボランティア保険支援 ⑤活動場所等の提供	②ボランティアグループ支援 ④ボランティアセンターだより発行
募 金 活 動 の 推 進	①歳末たすけあい運動募金	②共同募金
在宅福祉サービスの充実	①ひとりぐらし高齢者毎日訪問 ③手話通訳者派遣	②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣 ④視覚・知的障害者ガイドヘルパー派遣
福祉サービス利用支援の充実	①権利擁護センターかつしか	②苦情解決第三者委員の設置・運営
生活福祉資金の貸付等	①生活福祉資金貸付	②小口生活資金貸付
健康・生きがいづくり	①ワークスかつしか ③高齢者作品展	②長寿大学
福 祉 団 体 等 支 援	①障害者福祉連合会支援 ③福祉施設等支援	②高齢者クラブ連合会支援
災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 支 援	①災害ボランティア受け入れ体制の整備 ③災害ボランティア登録制度	②災害ボランティアマニュアルの作成 ④災害ボランティア連絡会議の設置
財 政 基 盤 の 強 化	①会員増強活動 ③区・都・東社協からの助成援助 ⑤募金配分金の活用	②事業収入の確保 ④基金運用活動
広 報 ・ 啓 発 活 動 の 充 実	①社協だよりの発行 ③社協事業のあらましの発行 ⑤メールマガジンの発行	②社協の案内の発行 ④ホームページの運営 ⑥評議員会の審議事項の情報提供等
経 営 改 革 の 推 進	①事業評価制度による事務事業の見直し	②事務局執行体制の構築
活動計画推進体制の整備	①活動計画の進捗管理	②活動計画に対する区の支援要請

●数字は新規活動

3 重点的に推進する活動

—小地域福祉活動を展開する—

(1) 小地域福祉活動の目的は

- 私たちが考える小地域福祉活動は、気軽に行き来ができる隣近所を舞台に、区民同士が理解しあい・支えあう力を強めていく地域活動です。
- 区民一人ひとりが抱える心配ごと・悩みごと・困りごとなどを、地域のみんなで理解し・受け止め、地域に暮らす区民の力や関係機関などとの連携・協働により解決に導きます。
- 中には、困りごとなどがあっても積極的に援助を求めないケースがあります。このような声なき困りごと（潜在的なニーズ）を汲み上げて顕在化することも身近な地域の活動です。
- 具体的には、そこに暮らすすべての区民を対象に、下表のような小地域福祉活動の取り組みを推進していきます。
- そうすることで、だれもが安心して暮らすことのできる「わがまち葛飾」をつくりあげると同時に、隣近所の人や家族同士が知り合い・支えあう機会をつくり、地域のきずなを強めていきましょう。

小地域福祉活動の主な内容

- ① 区民が抱える課題をすばやくキャッチする（潜在的なニーズの把握）
- ② 必要な情報をわかりやすく届ける
- ③ 福祉サービスでは解決できない課題を区民の力で解決する
- ④ 区民の力では解決できない課題は関係機関との連携・協働により解決に導く
- ⑤ 活動を通して互いの理解や交流を深める
- ⑥ 見守りや支えあいの活動を担う人を発掘・育成する など

（２）活動の単位である「小地域」とは

- 区内の連合町会単位の 19 地区（⇒次ページ）は、まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の福祉活動展開の単位となっています。
- 気軽に行き来ができる地域、既に活動をしていることにより連絡・連携が取りやすいという視点から、既存の区内 19 地区を活動単位とし、小地域福祉活動を展開します。

（３）どんな活動をするのか

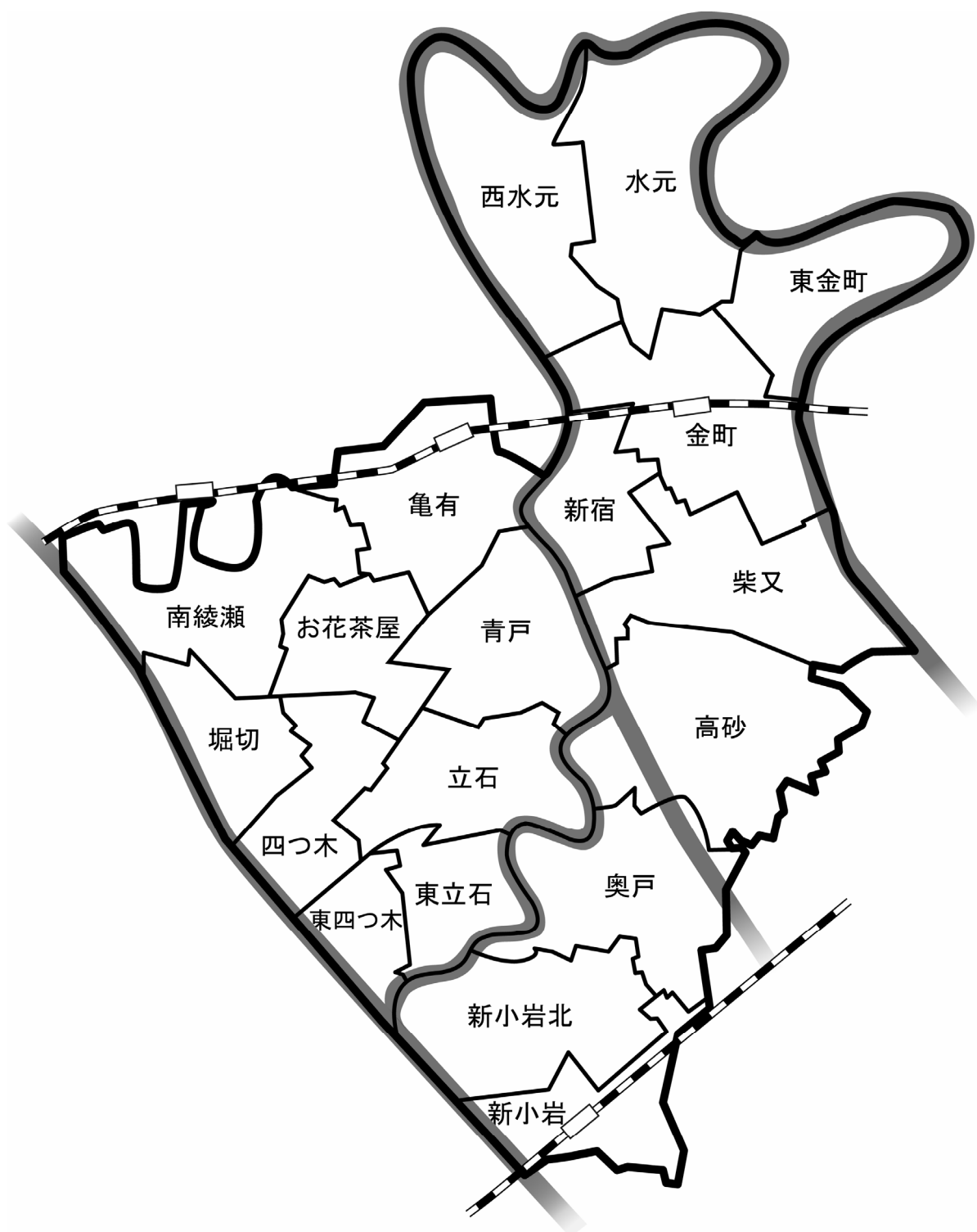
- 19 地区には、それぞれ地域性や特徴があります。それぞれの地区の実情に合った活動を進めるのが現実的です。
- 下であげる活動例は、現時点で考えられる活動を例示したものです。初期段階では、これらの活動例の中から地区で実施できそうな活動を選び、活動してみることも良いでしょう。
- 活動例はあくまでも例示であり、地域の実情や必要性に応じて、これらとは別の活動に取り組んでも構いません。
- 活動の初期には、どういう手順で活動を進めたらいいかわからないということも考えられます。そこで、これらの活動を始める手順を用意しておくことも必要でしょう。
- 将来は、地区の実情に合った個性のある活動が地区ごとに展開されることになるでしょう。

小地域福祉活動の具体的活動の例示

- ① 地区福祉まつり
- ② ふれあい交流活動（高齢者・障害者・子どもなど）
- ③ 要援護者の支えあい活動
- ④ 要援護者の見守り活動
- ⑤ 地域ボランティア発掘・育成活動
- ⑥ 地域福祉情報の収集・提供活動 など

小地域福祉活動の単位地区 略図

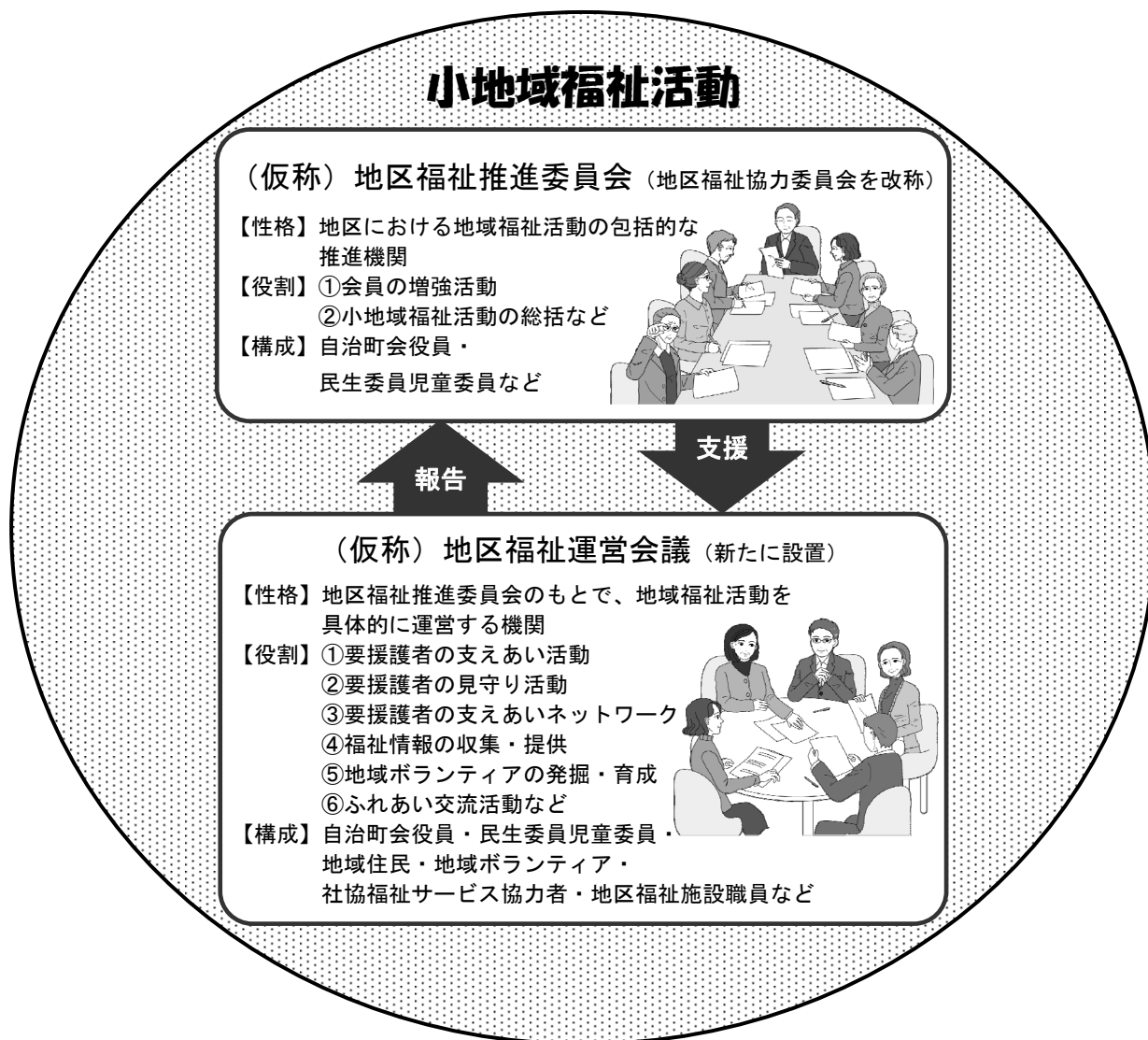
(連合町会単位 19 地区)



(4) 活動する組織は

- 既存の地域組織である地区福祉協力委員会※を「(仮称) 地区福祉推進委員会」と改称します。この委員会に各地区の地域福祉活動を推進する母体としての役割を担っていただき、以下に説明する「(仮称) 地区福祉運営会議」を支援していただきます。
- (仮称) 地区福祉推進委員会のもとに、新たにメンバーを募って(仮称) 地区福祉運営会議をつくります。この機関に地区における活動の実施主体となっていただきます。

小地域福祉活動の運営組織イメージ



※地区福祉協力委員会

社会福祉協議会の活動を、区民の協力や参加を得ながら組織的に推進するため区内 19 地区に設置されている委員会。委員には自治町会役員、民生委員児童委員の他、地域福祉に熱意のある方など約 850 名の方々を社協会長が委嘱しています。

（５）活動を立ち上げ、発展させる手順は

- 小地域福祉活動の展開にあたっては、2 地区程度のモデル地区を設け、社会福祉協議会が組織化・活動の始め方などを支援します。
- モデル地区を 2 年間程度試行し、その後、活動の効果を検証するとともに活動の課題を整理し、より良い活動・支援体制のあり方などを構築し、他の地区に広げていくためのステップとします。
- モデル地区の評価・検証を受けて、支援体制などを整え、計画最終年次までの全地区での立ち上げをめざします。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
準備期間 ・事業の検討 ・活動マニュアル整備	モデル地区（2 地区程度） ・社会福祉協議会が支援 ・活動の効果を検証 ・課題を整理			
				本実施（できる地区から） ・社会福祉協議会が支援
				本実施（できる地区から） ・社会福祉協議会が支援

（６）区民・関係機関・社会福祉協議会・行政の役割は

- （仮称）地区福祉運営会議には、地区内自治町会から推薦された方をはじめ、地区内の方ならどなたでも参加できます。この会議を通じて活動に参加していただきます。
- この会議には、地域内の福祉施設や社会福祉法人などにも参加いただき、一緒に活動していただきます。また、必要な支援もお願いします。
- 社会福祉協議会は、積極的にこの活動に対する支援を行います。
- 区は、社会福祉協議会への支援を通じ、この活動への支援を行います。

小地域福祉活動の連携イメージ図



IV 地域福祉活動の個別計画

1 身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

(1) 小地域福祉活動の推進

[活動の柱]

小地域福祉 活動の推進

[具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動]

① 実施体制の整備（新規）

② 小地域福祉活動支援（新規）

- 小地域福祉活動を立ち上げ、その展開を通して、身近な地域を舞台に、そこに暮らす区民等が主体となり、様々な課題の発見・解決を図っていきます。

① 実施体制の整備（新規活動）

- ・ 地域に住む要援護者の困りごとを、身近な地域内で自主的・主体的に解決することをめざします。
- ・ 区内 19 地区ごとに（仮称）地区福祉推進委員会、（仮称）地区福祉運営会議を設け、要援護者の支えあい活動・要援護者の見守り活動・地域ボランティア発掘育成・ふれあい交流活動・地域情報収集・地域への福祉情報提供などを行います。
- ・ モデル地区を設けて試行し、運営・効果・所要経費などについて検証したうえで、計画最終年次までに全地区での立ち上げを目標とします。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
活動地区数	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	19 か所
	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	

② 小地域福祉活動支援（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動を行う地区に対し社協等が必要な支援を行い、活動を進めます。
- ・ 地域ボランティア育成のための育成講座に講師を派遣するなど、モデル事業単位に支援を行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
活動地区数	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	19 か所
	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	

(2) 支えあい福祉活動のネットワークづくり

〔活動の柱〕

支えあい福祉活動 のネットワーク づくり

〔具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動〕

① 小地域福祉活動内のネットワークづくり（新規）

② 地域活動コーディネーターの発掘・育成（新規）

③ 協力会員連絡会議の設置（新規）

④ ネットワーク推進会議の設置（新規）

○ 地域における区民同士のつながり等を築くしくみづくりを進め、小地域福祉活動の推進等を支援します。

① 小地域福祉活動内のネットワークづくり（新規活動）

- ・ 19 の小地域福祉活動区域内での情報・人材・たすけあいのネットワークを構築します。
- ・ 地区ごとに（仮称）地区福祉運営会議を設置し、情報・人材・たすけあいのネットワークを構築します。
- ・ 小地域福祉活動の立ち上げと連動して構築します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
活動地区数	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	19 か所

② 地域活動コーディネーターの発掘・育成（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動における活動を進めるコーディネーター（調整役）を地域の中で発掘・育成します。
- ・ 各地区から適任者の推薦を受け、必要な研修を支援します。
- ・ 19 年度から毎年実施します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
受講者数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	150 人

③ 協力会員連絡会議の設置（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動と、しあわせサービスなど社会福祉協議会の支えあい活動の協力会員との連携を図ります。
- ・ 協力会員には小地域福祉活動に参加いただき、地区は新たな協力会員を発掘します。
- ・ 小地域福祉活動の立ち上げと連動して設置します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
設置地区数	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	19 か所

④ ネットワーク推進会議の設置（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動同士の横の連携を図ります。
- ・ 地区と地区との連携を図るため、ネットワーク推進会議を設けます。
- ・ 小地域福祉活動の立ち上げと連動して設置します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
設置地区数	準備	2 か所	2 か所	11 か所	19 か所	19 か所

(3) 福祉教育の充実

〔 活動の柱 〕

福祉教育の充実

〔 具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動 〕

- ① 夏休みボランティア体験
- ② ボランティアサマースクール
- ③ ボランティア出前講座
- ④ ボランティア協力校支援
- ⑤ 福祉教育ハンドブックの発行（新規）

○ 多くの人にボランティア体験等の機会を提供し、これらを通して障害者や高齢者の理解をはじめ、広く社会福祉全般に対する理解を深めるとともに、差別や偏見のない地域づくりに取り組みます。

①夏休みボランティア体験

- ・ 中・高・大学生などを対象とし、福祉ボランティア活動への理解と参加を促進することを目的として、夏休み期間に 3 日間以上福祉施設でのボランティア活動体験を実施します。

②ボランティアサマースクール

- ・ 夏休みボランティア体験の参加者のうち、中・高校生などを対象として、福祉活動やボランティア活動に対する認識を深めることを目的として、基礎学習、体験学習、体験発表、体験型の講座などを実施します。

③ボランティア出前講座

- ・ 福祉やボランティア活動についての関心や理解を深めることを目的として、学校・地域などに講師を派遣します。



〔 ボランティア出前講座 〕

④ ボランティア協力校支援

- ・区内中学校・高等学校を対象とし、福祉やボランティアへの理解と関心を高め、児童・生徒が地域社会の福祉に貢献することを目的として、ボランティア活動・福祉教育への学習支援を行います。

⑤ 福祉教育ハンドブックの発行（新規活動）

- ・小・中・高等学校の教員向けの福祉教育ハンドブックを発行し、児童・生徒への指導を通じて、児童・生徒が福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをめざします。
- ・学校関係者を含めた「作成委員会」を設置し、アンケート調査、調査集計、モデルプログラムなどをもとに、福祉教育ハンドブックを編集します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
ハンドブック作成	委員会設置	検討	配布			—

（４）福祉人材の育成

〔 活動の柱 〕

福祉人材の育成

〔 具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動 〕

① 手話講習会

② 訪問介護員レベルアップ研修

③ 福祉指導者研修会

④ 地域活動コーディネーター養成研修（新規）

○ 地域において福祉活動を行う人づくりを実施・支援し、活動の中心となる人を育てます。

① 手話講習会

- ・手話の意義を広く周知し、聴覚障害者への理解を深めるとともに、手話通訳者を育成します。

② 訪問介護員レベルアップ研修

- ・ 訪問介護計画の作成などの実践的な研修を実施することにより、優良な訪問介護員を育成します。

③ 福祉指導者研修会

- ・ 民生委員児童委員・主任児童委員を対象に、福祉指導者としての職務知識向上のための研修を実施します。

④ 地域活動コーディネーター養成研修（新規活動）

- ・ 小地域福祉活動における活動を進めるコーディネーター（調整役）を養成します。
- ・ 各地区から候補者の推薦を受け、3日間程度の講習を行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
受講者数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	150 人

（５）地区行事等の支援

〔 活動の柱 〕

地区行事等の支援

〔 具体的な活動一覧 〕

① 地区敬老行事支援

② 青少年育成地区委員会支援

- 地区行事等に支援を行い、行事等の実施・活性化を通して、地域における人と人のつながりづくりを推進します。

① 地区敬老行事支援

- ・ 高齢者福祉増進のため、各地区で行われる敬老行事に対し、支援を行います。

② 青少年育成地区委員会支援

- ・ 児童福祉の推進と児童の健全育成を図るため、各地区で行われる青少年育成活動に対し、支援を行います。

2 たすけあいの輪を広げましょう

(1) 住民参加型福祉サービスの充実

[活動の柱]

住民参加型福祉 サービスの充実

[具体的な活動一覧]

① しあわせサービス

② ファミリー・サポート・センター

③ ハンディキャブ運行

④ 生活支援ボランティア

⑤ 高齢者食事サービス活動支援

○ 区民が活動者となる住民参加型福祉サービスをさらに充実させます。

① しあわせサービス

- ・ 支援が必要な区民が地域で自立して生活ができるように、家事援助や簡単な介助を行う協力会員を派遣する住民参加型有償家事援助サービスです。

② ファミリー・サポート・センター

- ・ 働く保護者の育児を支援するために、子育て経験のある区民が、保育園への送迎や保護者の帰宅までの一時預かりなどを行う、住民参加型有償育児支援サービスです。



[ファミリー・サポート・センター]

③ ハンディキャブ運行

- ・ 車椅子が乗降できる電動リフト付の車両（ハンディキャブ）を用い、運転ボランティアによる運行により、歩行困難な障害者及び高齢者の社会参加を促進するサービスです。



[ハンディキャブ運行]

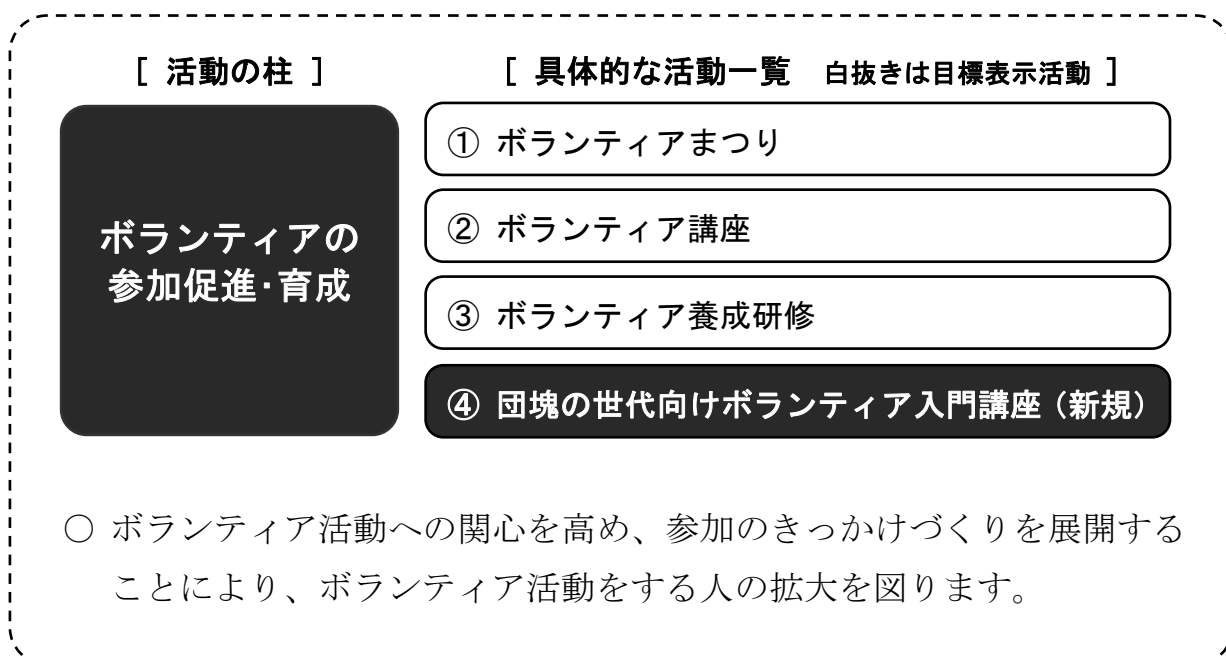
④ 生活支援ボランティア

- ・ 要援護者が地域で暮らし続けることができるよう、草取り・垣根刈り・電球の交換などを行う、地域ボランティアによる一時的な生活支援サービスです。

⑤ 高齢者食事サービス活動支援

- ・ ボランティア団体が行う配・会食サービス活動を支援し、ひとり暮らし高齢者の孤独感を解消し、地域の区民とのふれあいの場を提供します。

(2) ボランティアの参加促進・育成



① ボランティアまつり

- ・ ボランティア活動を知り、体験し、実際に活動に踏み出すきっかけをつくります。ボランティアによる実行委員会で企画し、当日の運営を行うことによって、既にボランティア活動に取り組んでいる人たちの交流を図ります。

② ボランティア講座

- ・ ボランティア活動へのきっかけづくりと活動の促進、あわせてボランティアの養成を図ります。

③ ボランティア養成研修

- ・ 災害・環境・音訳・点訳・要約筆記・おはなしボランティアなど、専門ボランティア活動に特化した内容の研修会を開催します。

④ 団塊の世代向けボランティア入門講座（新規活動）

- ・ この数年間、毎年 6,000～7,000 人規模で退職を迎える団塊の世代の人たちを対象に、「地域におけるボランティア活動の新たな担い手として活動するきっかけづくり」を目的として、地域活動・ボランティア活動への入門講座を行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の 総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
受講者数	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人	600 人

（３）ボランティア活動の支援

〔 活動の柱 〕

ボランティア 活動の支援

〔 具体的な活動一覧 〕

① ボランティア相談・紹介・登録

② ボランティアグループ支援

③ ボランティア保険支援

④ ボランティアセンターだより発行

⑤ 活動場所等の提供

- ボランティア活動のさらなる拡充と充実に向けて、行政やNPO等と協働し、ボランティア活動を支援する相談・情報提供等の各種支援の充実を図ります。

① ボランティア相談・紹介・登録

- ・ ボランティア活動を始めたい、してほしいなど、ボランティア活動に関するあらゆる相談に応じます。

② ボランティアグループ支援

- ・登録ボランティアグループを対象に、活動の育成・発展を図るため、その活動の支援を行います。

③ ボランティア保険支援

- ・ボランティア活動中の万一の事故に備え、安心してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア保険の加入促進を図るとともに、その支援を行います。

④ ボランティアセンターだより発行

- ・葛飾区内外のボランティア関連情報を提供し、ボランティア活動への活用、理解、協力を図るため、ボランティアセンターだよりを発行し、PRに努めます。

⑤ 活動場所等の提供

- ・登録ボランティアグループに活動室、録音室等を貸出し、ボランティア活動の充実・振興を図ります。

(4) 募金活動の推進

[活動の柱]

募金活動の推進

[具体的な活動一覧]

① 歳末たすけあい運動募金

② 共同募金

- 自治町会等の協力を得ながら、募金に対する理解、主体的参加の促進等により、募金活動の充実を図るとともに、適切な配分を推進します。

① 歳末たすけあい運動募金

② 共同募金

3 安心して暮らせるしくみを充実させましょう

(1) 在宅福祉サービスの充実

〔 活動の柱 〕

**在宅福祉サービスの
充 実**

〔 具体的な活動一覧 〕

- ① ひとりぐらし高齢者毎日訪問
- ② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣
- ③ 手話通訳者派遣
- ④ 視覚・知的障害者ガイドヘルパー派遣

○ 地域で暮らす高齢者、障害者、ひとり親などに対する各種のサービスを実施し、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

① ひとりぐらし高齢者毎日訪問

- ・ 70 歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者に対し、乳酸菌飲料を毎日（月～金）配達し、その際、あいさつなど一声かけることにより、孤独感の解消を図り、安否確認を行います。

② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

- ・ ひとり親家庭等に、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、その自立を図ります。

③ 手話通訳者派遣

- ・ 聴覚障害者及び言語障害者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。

④ 視覚・知的障害者ガイドヘルパー派遣

- ・ 屋外での活動に著しい制限のある視覚障害者及び知的障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に、障害者自立支援法にもとづくガイドヘルパーの派遣を行います。

(2) 福祉サービス利用支援の充実

〔活動の柱〕

〔具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動〕

福祉サービス利用 支援の充実

① 権利擁護センターかつしか

② 苦情解決第三者委員の設置・運営

- 高齢者、障害者、判断能力が十分ではない認知症※の方などが、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるよう、様々な支援を行います。

① 権利擁護センターかつしか（しっかりサポート）

- ・ 福祉サービスに関する相談、財産の管理に関する相談などの一般相談を随時行います。また、福祉サービスに関する権利侵害、成年後見制度※の利用、遺言・相続等について、弁護士等による専門的な相談を予約制で行います。
- ・ 預貯金通帳・印鑑や権利書などの預かり、日常生活費の引き出し・お届け、福祉サービスの利用手続きの代行などを行います。
- ・ 成年後見制度の申し立て手続きなどをお手伝いします。
- ・ 後見人候補者がいない場合の法人後見を受任するとともに、地域の後見人のサポート事業等を行います。〔権利擁護センターかつしか〕（平成19年度から実施予定）



活動指標	実績	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
相談件数	960 件	1,000 件	1,200 件	1,400 件	1,500 件	1,600 件	6,700 件
契約者数	50 人	55 人	60 人	65 人	70 人	75 人	75 人

※認知症

病気などのため脳が障害を受け、脳の知的な働きが持続的に低下した状態をいいます。後で思い出すことができる、物忘れとは異なります。

※成年後見制度

認知症や知的障害などにより判断能力が十分ではない人を不利益から守るため、家庭裁判所に申し立てをして、権利や財産を守る後見人などを選任する制度です。後見人は、本人が誤った判断にもとづいて契約を締結した場合に、その契約を取り消したりすることができます。

② 苦情解決第三者委員の設置・運営

- ・ 社会福祉協議会の福祉サービス利用者からの苦情に対し、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するため、第三者の立場（学識経験者、民生委員児童委員等）からなる「苦情解決第三者委員」を設置し、苦情解決・調整のための事業を実施します。

（３）生活福祉資金の貸付等

〔 活動の柱 〕

生活福祉資金の 貸付等

〔 具体的な活動一覧 〕

① 生活福祉資金貸付

② 小口生活資金貸付

- 資金の貸付を必要とする人に、貸付及び援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるように支援します。

① 生活福祉資金貸付

- ・ 低所得者、高齢者、障害者、離職者世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・ 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活資金を貸付けることにより、その世帯の自立を支援します。

② 小口生活資金貸付

- ・ 病気、災害等により一時的に生活資金を必要とする世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。

(4) 健康・生きがいづくり

[活動の柱]

健康・生きがい づくり

[具体的な活動一覧]

① ワークスかつしか

② 長寿大学

③ 高齢者作品展

○ 就労や学びの機会の提供を通して、高齢者等の健康と生きがいづくりを支援します。

① ワークスかつしか

概ね 55 歳以上の人を対象に、身近な地域での就業相談、情報提供等を行うことにより、体力・能力・意欲に応じた多彩な働き方や社会参加を支援します。



[ワークスかつしか]

② 長寿大学

③ 高齢者作品展

- ・ 60 歳以上の高齢者を対象に、趣味・健康・生きがいなどについて学習する長寿大学、絵画・書・手工芸品等の作品を展示する高齢者作品展を開催します。

(5) 福祉団体等支援

[活動の柱]

福祉団体等支援

[具体的な活動一覧]

① 障害者福祉連合会支援

② 高齢者クラブ連合会支援

③ 福祉施設等支援

○ 地域の福祉団体等の活動を支援することにより、高齢者や障害者をはじめ、広く地域区民の福祉の増進を図ります。

- ① 障害者福祉連合会支援
- ② 高齢者クラブ連合会支援
- ③ 福祉施設等支援

(6) 災害ボランティア活動の支援

〔 活動の柱 〕

**災害ボランティア
活動の支援**

〔 具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動 〕

① 災害ボランティア受け入れ体制の整備（新規）

② 災害ボランティアマニュアルの作成（新規）

③ 災害ボランティア登録制度（新規）

④ 災害ボランティア連絡会議の設置（新規）

○ 区民の多くが不安を抱いている災害時の対策として、区とともに災害時ボランティア活動の受け入れ・登録等をはじめとする活動支援体制の構築を図り、区民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

① 災害ボランティア受け入れ体制の整備（新規活動）

- ・ 大規模な被災時に、区外からの救援ボランティアに対する調整（コーディネート）を行います。
- ・ 情報を整理するボランティアリーダーの養成、受け入れ施設の確保などを行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の 総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
体制整備	体制整備	実施	➡			—

② 災害ボランティアマニュアルの作成（新規活動）

- ・ 災害ボランティア活動を速やかに行うために、災害ボランティアマニュアルを整備します。

- ・ 平時の活動を含めたマニュアルを作成、配布することにより、被災時への備えを意識づけていきます。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
作 成	作成	配布				—

③ 災害ボランティア登録制度（新規活動）

- ・ 被災時に救援活動可能な区内のボランティアをあらかじめ登録しておき、有事に備えます。
- ・ 被災時活動を行うための研修等を実施し、また、連絡体制・活動に必要な機材物品の整備等についても検討します。
- ・ 外部からの救援ボランティアとともに活動し、災害ボランティアリーダーの補助的な役割を担えるよう、体制を整えます。
- ・ 災害ボランティアリーダーの組織化をめざします。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
体制整備	体制整備	実施				—

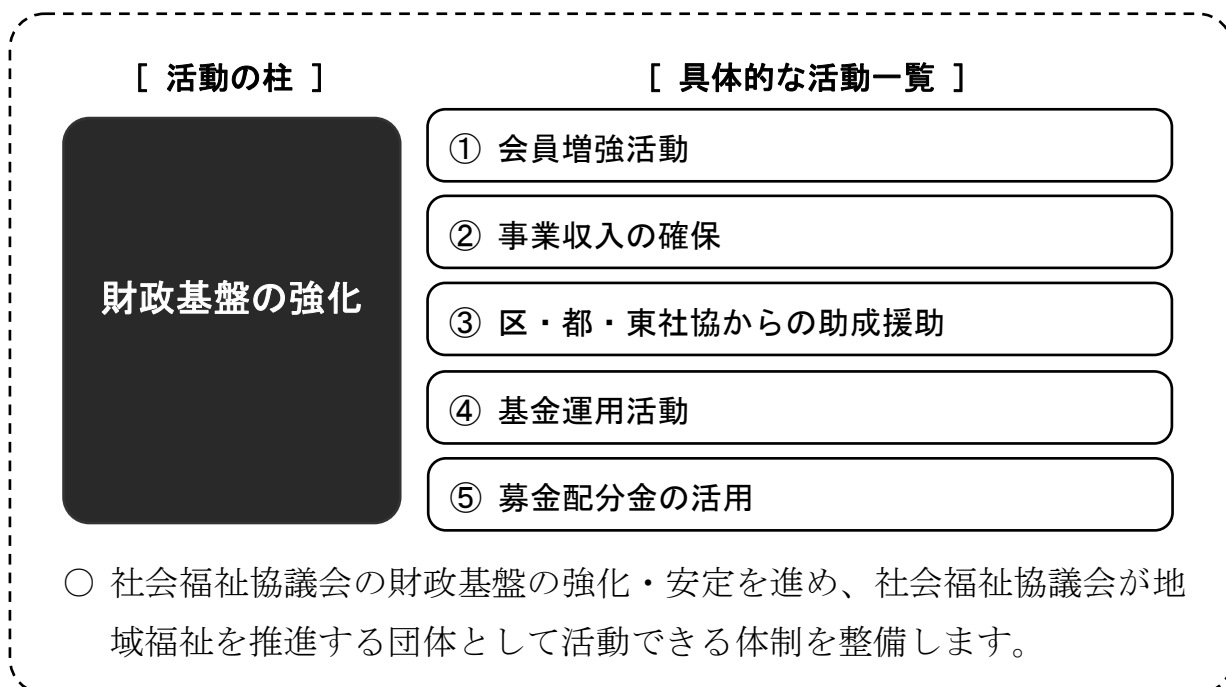
④ 災害ボランティア連絡会議の設置（新規活動）

- ・ 被災時の情報の混乱を避けるため、関係団体、機関等との連絡体制をつくります。
- ・ 関係団体や機関等と定期的な連絡会を開き、地域特性、災害弱者情報等、被災時の速やかな情報収集体制を整えます。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
体制整備	体制整備	実施				—

4 まちのニーズに対応する体制をつくりましょう

(1) 財政基盤の強化



① 会員増強活動

- ・ 社会福祉協議会が、自主的な財源を確保し、事業を展開していくために、福祉協力委員の方々とともに、会員の増強に取り組んでいきます。

② 事業収入の確保

- ・ 各種収益事業の実施等、自主財源の安定的な確保に努めます。

③ 区・都・東社協からの助成援助

- ・ 行政、東京都社会福祉協議会、各種福祉財団等からの補助・助成制度を積極的に活用し、財源の確保に努めます。

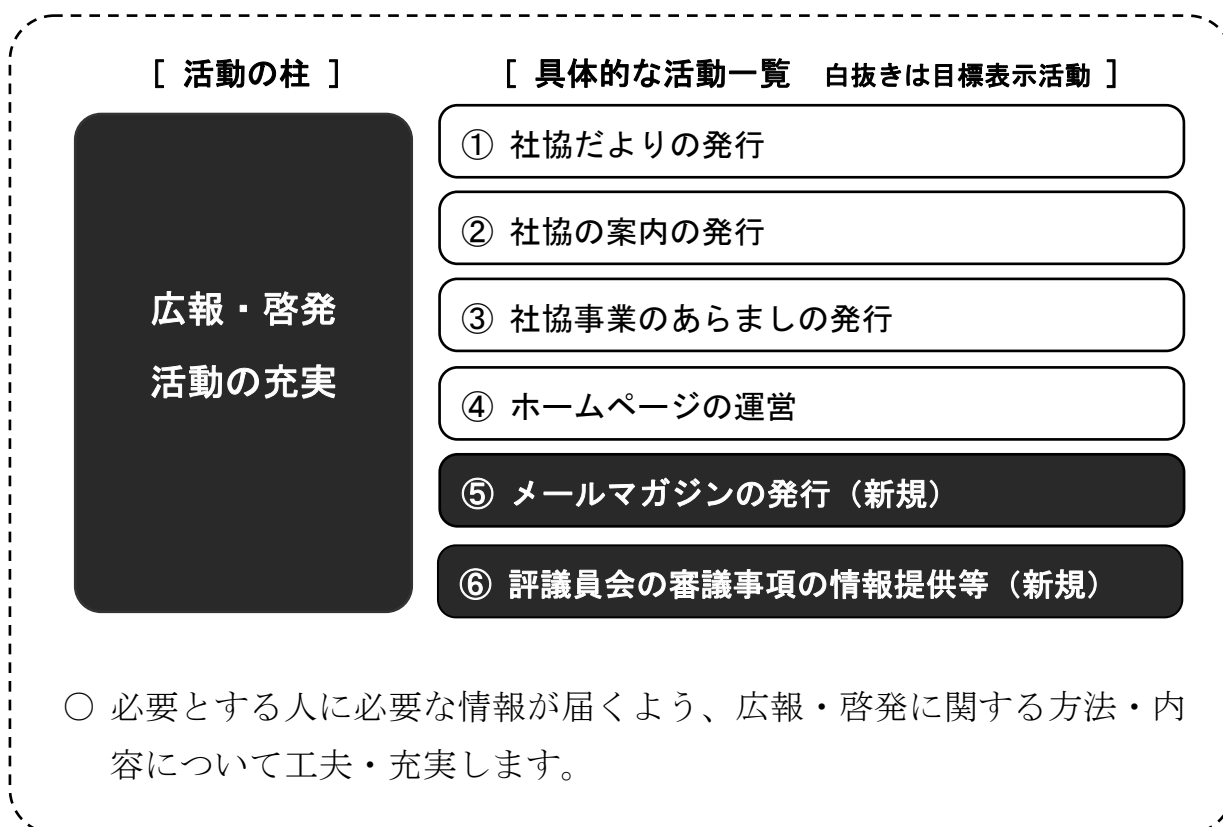
④ 基金運用活動

- ・ 基金等の安全・有利な運用を行い、自主財源の安定的な確保に努めます。

⑤ 募金配分金の活用

- ・ 募金の配分について、引き続き、地域福祉活動費として活用するとともに、今後、さらに適切な配分とするため、配分方法等の検討を行います。

(2) 広報・啓発活動の充実



① 社協だよりの発行

- ・ 地域福祉活動に対する区民の理解と協力を得るため、社協だよりを発行し、地域福祉活動等の周知と宣伝に努めます。

② 社協の案内の発行

- ・ 地域福祉活動に対する区民の理解と協力を得るため、社協の案内を発行し、社会福祉協議会事業等の周知と宣伝に努めます。

③ 社協事業のあらましの発行

- ・ 地域福祉活動に対する理解と協力を得るため、社協の会員に対し、社協事業のあらましを発行し、社会福祉協議会事業等の周知と宣伝に努めます。

④ ホームページの運営

- ・ インターネットを利用し、社協ホームページ及びボランティアセンターホームページにより社協の事業等を公開します。ホームページを活用して積極的

- な情報提供を行い、社協運営の透明性をあげ、「開かれた社協」をめざします。
- ・ 問い合わせフォームにより、区民からの意見の投稿や苦情相談受付を行います。

⑤ メールマガジンの発行（新規活動）

- ・ 区民に、社協で実施しているサービスや「葛飾社協」についてのPRを行うとともに、最新の福祉情報や防災情報などを周知することを目的として、希望する登録者にメールマガジン※を発行します。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
購読者数	200 人	500 人	700 人	800 人	1,000 人	1,000 人

⑥ 評議員会の審議事項の情報提供等（新規活動）

- ・ 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るため、評議員会の傍聴や審議事項の情報提供を行います。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
ホームページ掲載	実施					—

※メールマガジン

インターネットを利用した電子メールで配信される雑誌。あらかじめ登録している購読者に、発信者が定期的にメールで情報を流すしくみ。

(3) 経営改革の推進

[活動の柱]

経営改革の推進

[具体的な活動一覧 白抜きは目標表示活動]

① 事業評価制度による事務事業の見直し

② 事務局執行体制の構築

○ 時代はめまぐるしく変化しており、時代の変化に対応した経営改革があらゆる組織に求められています。社会福祉協議会は、時代の動きに敏感に対応し経営改革に努めます。

① 事業評価制度による事務事業の見直し

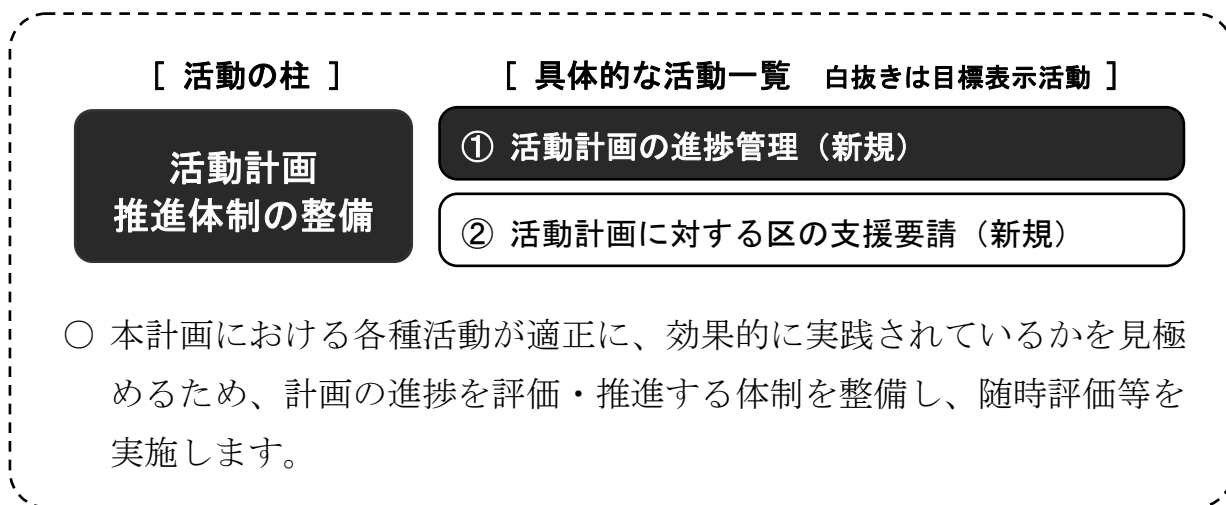
- ・ より効果的、効率的な法人運営をめざし、増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応したサービスが提供できるよう、事業評価を行うことにより、事務事業の見直しをしていきます。

活動指標	実績	年 次 目 標					計画期間内の総量
	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
外部評価事業数	6 事業	15 事業	15 事業	—	—	—	30 事業

② 事務局執行体制の構築

- ・ 職員の適材適所の人事配置を行うとともに、業務の弾力的・効率的な運用を図り、執行体制を構築します。

(4) 活動計画推進体制の整備



① 活動計画の進捗管理（新規活動）

- ・ 地域福祉活動計画の各種活動の進捗を管理し、各種活動が有機的に機能するように努めます。

活動指標	年 次 目 標					計画期間内 の総量
	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	
進捗管理						—
評 価						

② 活動計画に対する区の支援要請（新規活動）

- ・ 活動計画を推進していくため、区に対し、事業経費や人件費等の支援を要望していきます。

V 資 料

1 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員

任 期：平成 18 年 1 月 17 日 ～ 平成 19 年 3 月 31 日

推 薦 団 体	氏 名	役 職 等
葛飾区社会福祉協議会	○秋 山 精 一	会 長
	大 谷 隆 興	副会長
	星 野 伊 三 郎	副会長
葛飾区自治町会連合会	浦 岡 秀 次	四つ木一丁目西町会会長
	高 藤 忠 男	新栄町会会長
葛飾区民生委員児童委員協議会	金 子 榮 子	会長職務代理
	小 野 寺 定 市	会 計
	清 水 正 六	会計監査
学識経験者（明治学院大学）	◎河 合 克 義	副学長、社会学部教授
葛飾区（行政）	西 村 政 次	福祉部長
葛飾区医師会	石 川 辰 雄	副会長
葛飾区歯科医師会	田 中 貞 二	顧 問
社会福祉施設（社会福祉法人仁生社）	岩 井 政 宏	地域福祉部次長
葛飾区障害者福祉連合会	佐 藤 光 一	会 長
葛飾区高齢者クラブ連合会	池 田 彰 宏	副会長
葛飾区 青少年育成地区委員会会長連絡協議会	黒 田 健	お花茶屋地区委員会会長
かつしかVネット	中 里 隆 二	かつしか点訳の会代表
東京都社会福祉協議会	小 島 敏 則	平成 18 年 3 月 31 日まで 福祉部地域担当 統括主任
	池 田 明 彦	平成 18 年 4 月 1 日から 福祉部地域福祉担当 統括主任
公募区民	石 井 朱 美	
オブザーバー	菅 野 道 生	明治学院大学 河合研究室研究員

◎：委員長、○：副委員長

（敬称略）

2 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会委員

任 期：平成 18 年 3 月 15 日 ～ 平成 19 年 3 月 31 日

推 薦 団 体	氏 名	役 職 等
葛飾区自治町会連合会	加 賀 美 勇	金町マンション自治会会長
葛飾区民生委員児童委員協議会	阿 部 徳 三	東金町地区民児協会長
かつしかVネット	田 中 厚 志	第2 あすなろの家所長
学識経験者（明治学院大学）	◎河 合 克 義	副学長、社会学部教授
	○菅 野 道 生	河合研究室研究員
学識経験者（東京都社会福祉協議会）	小 島 敏 則	福祉部地域担当 統括主任 平成 18 年 3 月 31 日まで
	池 田 明 彦	福祉部地域福祉担当 統括主任 平成 18 年 4 月 1 日から
葛飾区（行政）	平 山 由 美 子	福祉管理課企画係長
	西 村 尚	高齢者支援課管理係長 平成 18 年 3 月 31 日まで
	福 井 宏 和	高齢者支援課管理係長 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 18 年 8 月 31 日まで
	浮 揚 敬 子	高齢者支援課管理係長 平成 18 年 9 月 1 日から
	谷 部 勉	障害福祉課管理係長
	新 井 洋 之	子育て支援部育成課計画担当係長 平成 18 年 3 月 31 日まで
	佐 藤 秀 夫	子育て支援部育成課計画担当係長 平成 18 年 4 月 1 日から
葛飾区社会福祉協議会	山 下 美 實	事務局長
	小 山 美 智 子	平成 18 年 3 月 31 日まではボランティアセンター所長・援護課長 平成 18 年 4 月 1 日からは振興課長
	宮 崎 一 男	事務局次長 平成 18 年 3 月 31 日まで
	池 嶋 雅 人	ボランティアセンター所長・援護課長 平成 18 年 4 月 1 日から

◎：委員長、○：副委員長

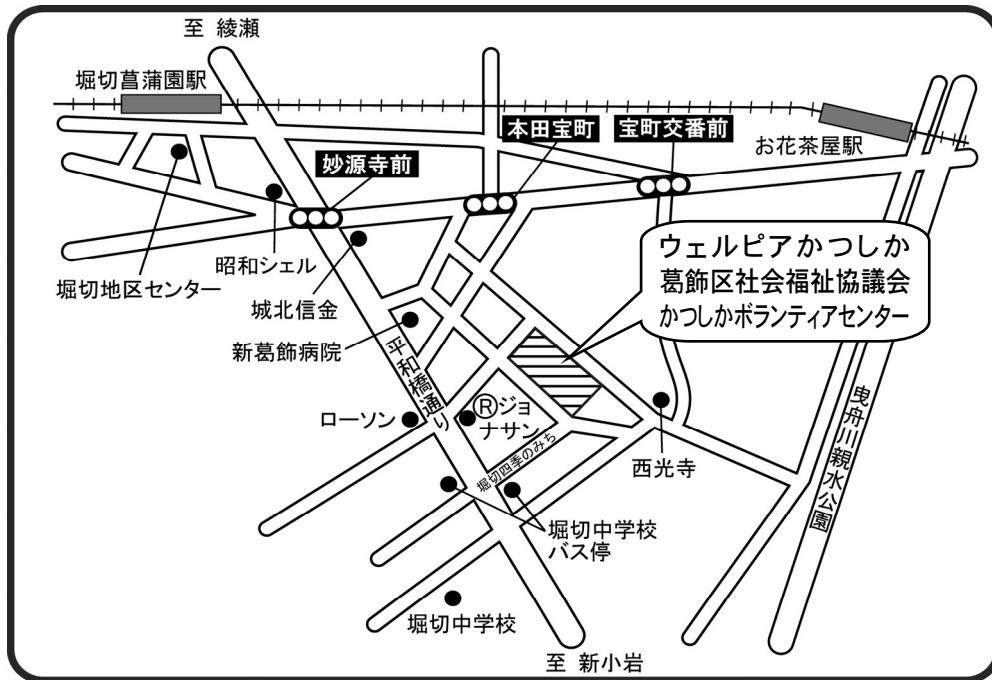
（敬称略）

3 検討の経過

開催年月日及び場所	策定委員会	作業委員会	議 事 内 容 等
平成 18 年 2 月 24 日（金） 午後 2 時～ 堀切地区センター	第 1 回		1. 社協会長あいさつ 2. 委員紹介 3. 地域福祉活動計画策定の概要について 4. 委員長、副委員長の選出について 5. 議 事 (1) 作業委員会の設置（案）について (2) 今後の検討内容及びスケジュール（案）について (3) 区民福祉意識調査の調査項目の概要について (4) 地域福祉活動などについての意見交換 (5) その他
平成 18 年 3 月 16 日（木） 午後 4 時～ 地域福祉・障害者センター 1 階 社協研修室		第 1 回	1. 委員紹介 2. 地域福祉活動計画策定の概要について 3. 委員長、副委員長の選出について 4. 議 事 (1) 地域福祉活動計画の検討スケジュールについて (2) 区民福祉意識調査の調査項目について (3) 地域福祉活動などについての意見交換 5. その他
平成 18 年 5 月 31 日（水） 午後 2 時～ 地域福祉・障害者センター 1 階 社協研修室		第 2 回	1. 新委員紹介 2. 議 事 (1) 区民意識調査の結果について (2) 地域福祉の現状について ①葛飾区の現状と課題の整理 ②社協事業の現状（評価） ③東京都の地域福祉計画の考え方 3. その他
平成 18 年 7 月 11 日（火） 午後 2 時～ 地域福祉・障害者センター 1 階 社協研修室		第 3 回	1. 議 事 (1) 区民意識調査の結果について (2) 地域福祉の現状について ①葛飾区の現状と課題について ②社協事業の現状・分析と課題について (3) 地域福祉活動計画の策定に関する課題と今後の方向性について 2. その他

開催年月日及び場所	策定委員会	作業委員会	議 事 内 容 等
平成 18 年 7 月 31 日 (月) 午後 2 時～ 地域福祉・障害者センター 1 階 社協研修室	第 2 回		1. 議 事 (1) 区民意識調査の結果について ①区民意識調査報告書について ②区民意識調査の要約とポイントについて ③区民意識調査からみえる今後の課題について (2) 地域福祉の現状について ①統計基礎データからみた葛飾区における地域の現状と課題について ②葛飾区社会福祉協議会の事業に関する現状と課題について ③地域福祉活動計画の策定に関する課題と今後の方向性を考えるにあたって 2. その他
平成 18 年 8 月 30 日 (水) 午後 2 時～ 地域福祉・障害者センター 1 階 社協研修室		第 4 回	1. 議 事 (1) 地域福祉活動計画の基本目標及び体系等 (素案) について 2. その他
平成 18 年 10 月 3 日 (火) 午後 2 時～ 地域福祉・障害者センター 1 階 社協研修室		第 5 回	1. 議 事 (1) 地域福祉活動計画の素案について 2. その他
平成 18 年 11 月 14 日 (火) 午後 3 時～ 地域福祉・障害者センター 1 階 社協研修室		第 6 回	1. 議 事 (1) 地域福祉活動計画の素案について 2. その他
平成 18 年 12 月 8 日 (金) 午前 10 時～ 地域福祉・障害者センター 1 階 社協研修室	第 3 回		1. 議 事 (1) 地域福祉活動計画の素案について 2. その他

[葛飾区社会福祉協議会マップ]



電車

京成電鉄

お花茶屋駅・堀切菖蒲園駅下車 各徒歩 12分

バス

京成タウンバス

(新小 51 系統 綾瀬駅ー新小岩駅)堀切中学校バス停下車徒歩3分

京成タウンバス

(有 70 系統 金町駅ーウェルピアかつしか 亀有駅・お花茶屋駅経由)
ウェルピアかつしかバス停下車

レインボー

(有 71 系統 金町駅ーウェルピアかつしか 亀有駅・お花茶屋駅経由)

かつしかバス

ウェルピアかつしかバス停下車

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現

葛飾区地域福祉活動計画

平成 19年3月発行

編 集・発 行:社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

葛飾区堀切三丁目34番1号

地域福祉・障害者センター(ウェルピアかつしか)3 階

TEL 03(5698)2411

協 力 :株式会社 コモン計画研究所